

第百十四回
国会

参議院科学技術特別委員会会議録第三号

平成元年六月二十一日(水曜日)
午前十一時七分開会

委員の異動

三月三十日

辞任

大浜 方栄君
倉田 寛之君
及川 一夫君

補欠選任

成相 善十君
岡野 裕君
龜山 篤君

六月二十一日

辞任

成相 善十君
志村 哲良君
吉井 英勝君

補欠選任

岩本 政光君
永田 良雄君
橋本 敦君

出席者は左のとおり。

委員長

高桑 栄松君

理事

木宮 和彦君
後藤 正夫君
千葉 景子君
伏見 康治君

委員

岩本 政光君
岡野 裕君
岡部 三郎君
高平 公友君
永田 良雄君
長谷川 信君
林 寛子君
前島英三郎君
龜山 篤君
稲村 稔夫君
高杉 勉忠君
橋本 敦君
吉井 英勝君

国務大臣

国務大臣
科学技術庁長官

小西 博行君

中村喜四郎君

政府委員

科学技術政務次官

吉川 芳男君

科学技術庁長官官房長

見学 信敬君

科学技術庁長官官房会計課長

石田 寛人君

科学技術庁科学技術政策局長

石塚 貢君

科学技術庁科学技術振興局長

緒方謙二郎君

科学技術庁研究開発局長

吉村 晴光君

科学技術庁原子力局長

平野 拓也君

科学技術庁原子力安全局長

村上 健一君

事務局側

第三特別調査室長

高橋 利彰君

説明員

原子力安全委員会委員長

内田 秀雄君

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全管理課長

三角 逸郎君

本日の会議に付した案件

○科学技術振興対策樹立に関する調査
(科学技術振興のための基本施策に関する件)
(平成元年度科学技術庁関係予算に関する件)

○新技術開発事業団法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○「脱原発法」の制定に関する請願(第七六一号外三件)

○継続調査要求に関する件

○委員長(高桑栄松君) ただいまから科学技術特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る三月三十日、及川一夫君、大浜方栄君及び倉田寛之君が委員を辞任され、その補欠として龜山篤君、成相善十君及び岡野裕君が選任されました。

○委員長(高桑栄松君) この際、中村科学技術庁長官及び吉川科学技術政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。中村科学技術庁長官。

○国務大臣(中村喜四郎君) このたび科学技術庁長官を拝命いたしました中村喜四郎でございます。

科学技術振興の重要性が強く指摘されるこの時期に、科学技術庁長官に就任したことの重責を痛感している次第でございます。

我が国の科学技術を振興するべく最大限の努力をしてまいり所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○委員長(高桑栄松君) 次に、吉川科学技術政務次官。

○政府委員(吉川芳男君) このたび科学技術政務次官に再任された吉川芳男であります。

ただいまの大臣のごあいさつにもありましたとおり、我が国にとって科学技術の振興を図ることは極めて重要な課題であります。

委員長初め委員の先生方の御指導を賜わりまして、政務次官として引き続き科学技術の振興に努めてまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○委員長(高桑栄松君) 次に、科学技術振興対策樹立に関する調査を議題といたします。

まず、中村科学技術庁長官から、科学技術振興のための基本施策について、その所信を聴取いたします。中村科学技術庁長官。

○国務大臣(中村喜四郎君) 第百十四国会に当たり、科学技術庁長官といたしましたして、所信を申し述べさせていただきます。

科学技術の振興は、二十一世紀に向けて我が国及び世界が安定的な発展を遂げ、平和で豊かな社会を切り開いていくために必要不可欠な最重要課題の一つであり、このような観点から、科学技術政策大綱に沿って、積極的な施策展開を図ってまいり所存であります。

特に、今日、国際社会における我が国の地位が高まってきたことを踏まえ、平成元年度においては、科学技術分野において世界に貢献する日本の実現を目指すとともに、みずからも将来の発展に向けて科学技術の基盤を確立することを基本とする所存であります。

引き続き、平成元年度における科学技術庁の主要な施策につきまして申し上げます。

第一は、科学技術分野における国際貢献の推進であります。

国際社会における日本の果たすべき役割の増大にかんがみ、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムの推進を図るほか、国際研究交流を円滑に促進するための体制の整備等を図ります。

第二は、創造的・基礎的研究の充実強化であります。

次代の技術を培う研究環境の整備等を図りつつ創造的・基礎的研究を推進するとともに、その国際的展開を図ることにより、人類全体の進歩に積極的に寄与してまいります。

第三は、研究開発のための基盤の整備であります。

す。

科学技術の急速な進展に対応し、大型放射光施設建設計画の推進、地域科学技術の振興、科学技術情報流通の促進等の研究開発基盤の整備を図ってまいります。

第四は、科学技術行政の総合的推進機能の強化であります。

科学技術振興調整費の拡充、科学技術政策研究の充実強化等により科学技術行政における企画調整機能の強化を図ってまいります。

第五は、原子力研究開発利用及び安全対策の推進であります。

原子力の研究開発利用につきましては、原子力安全規制行政の充実、安全研究の推進等を図りつつ、自主的な核燃料サイクルの確立、新型炉や核融合等の研究開発の推進を進めるほか、一般国民を対象とした原子力に関するわかりやすい広報活動の展開を図ってまいります。

第六は、宇宙開発利用の推進であります。

宇宙開発利用につきましては、宇宙開発政策大綱に示された方針に沿って、人工衛星、ロケットの開発等を推進するほか、国際協力による宇宙ステーション計画を進めてまいります。

第七は、海洋科学技術の研究開発の推進であります。

海洋国家日本として、六千メートル級潜水調査船システムの開発等総合的な海洋科学技術プロジェクトを積極的に推進いたします。

第八は、地球科学技術の研究開発の推進であります。

地球規模の諸現象の解明、地球観測技術の研究開発等を進めるとともに、地震予知等の研究を中心にした防災科学技術の推進を図ってまいります。

第九は、物質・材料系科学技術の研究開発の推進であります。

大きな可能性を秘めた超電導等の先端的な研究開発を総合的に推進してまいります。

第十は、ライフサイエンスの振興であります。

ライフサイエンス関連施策について、がん関連研究等を強力に推進してまいります。

なお、委員各位を初め、両院の御理解を得て成立いたしました原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律に引き続き、現在、国会に提出しております新技術開発事業団法の一部を改正する法律案につきましても、何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上、平成元年度における科学技術庁の施策に関し、その概要を申し述べましたが、我が国の科学技術のより一層の発展のために、私といたしましても誠心誠意努力してまいりる所存でありますので、委員各位の一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

○委員長(高桑栄松君) 次に、平成元年度科学技術庁関係予算の概要を御説明申し上げます。

平成元年度一般会計予算において、科学技術庁の歳出予算額三千五百五十四億四千二百万円を計上いたしており、これを前年度当初予算額と比較いたしますと、百五十億三千二百万円、四・四％の増加となっております。また、電源開発促進対策特別会計において、科学技術庁分として、歳出予算額一千六百七十七億八千九百九十九万円、産業投資特別会計から、日本科学技術情報センターに対し、四十四億円の出資を予定いたしております。以上の各会計を合わせた科学技術庁の歳出予算は、四千六百六十六億二千三百万円となり、これを前年度の当初歳出予算額と比較いたしますと、二百六十四億三千九百九十九万円の増加となっております。

また、国庫債務負担行為限度額として、一般会計一千三百五十六億四千二百万円、電源開発促進対策特別会計三百七十三億一千九百九十九万円で計上しております。

さらに、一般会計予算の予算総則において、原子力損害賠償補償契約に関する法律第八条の規定

による国の契約の限度額を七千八百九十九億円とする。また、動力炉・核燃料開発事業団法第三十条の規定により、政府が保証する借り入れ等の債務の限度額を二百八十四億円とし、これに基づく借入金を使用済み核燃料再処理施設の操業費等の一部に充てることといたしてまいります。

次に、予算額のうち主要な項目につきまして、その大略を御説明申し上げます。

第一に、科学技術国際協力を通じ、国際社会への積極的貢献を図るため、四百四十九億九千九百九十九万円を計上いたしました。

このうち、主なものをご紹介しますと、まず、国際協力を通じて生体機能の基礎研究を推進することを目的としたヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムについて、本格的に事業を実施することとし、このために必要な経費として十四億五千六百九十九万円を計上いたしました。

また、外国の研究者の受け入れ環境の整備等国際研究交流を促進するための体制を整備することとし、これに必要な経費として四億一千八百九十九万円を計上いたしました。

第二に、創造的・基礎的研究の充実強化のため、六十四億八千九百九十九万円を計上いたしました。

まず、獨創性に富む若手研究者が自由かつ主体的に研究できる場を設ける基礎科学特別研究員制度を創設することとし、このために必要な経費として一億六千九百九十九万円を計上いたしました。

また、創造科学技術推進制度を拡充することとし、これに必要な経費として四十五億五千八百九十九万円を計上するとともに、国際フロンティア研究を充実することとし、これに必要な経費として十七億四千四百九十九万円を計上いたしました。

第三に、研究開発のための基盤の整備のため、百十億四千九百九十九万円を計上いたしました。

まず、大型放射光施設に関する研究開発等を推進するために必要な経費として十九億九千九百九十九万円を計上し、これらに必要な経費として三億一千九百九十九万円を計上いたしました。

また、産学官の研究交流を促進するために必要な経費として二十七億七千九百九十九万円を計上いたしました。

さらに、日本科学技術情報センターにおける科学技術情報の流通を促進するために必要な経費として、一般会計に十八億五千九百九十九万円を計上するとともに産業投資特別会計から同センターに対し四十四億円の出資を予定いたしております。

第四に、科学技術行政の総合的展開を図るための経費として百六億九千九百九十九万円を計上いたしました。

まず、科学技術振興調整費を拡充し、外国人研究者の受け入れを含む国際流動基礎研究の一層の推進を図るための経費等として百一億九千九百九十九万円を計上するとともに、科学技術政策研究所の充実強化、科学技術の広報啓発活動の推進に必要な経費等として五億九千九百九十九万円を計上いたしました。

第五に、原子力の研究開発利用及び安全対策の推進のため、二千八百六十六億四千九百九十九万円を計上いたしました。このうち、一般会計において一千七百四十八億六千九百九十九万円を計上しております。

まず、原子力安全規制行政及び核不拡散対応に必要な経費として十九億九千九百九十九万円を計上いたしました。

次に、日本原子力研究所においては、高温工学試験研究炉の建設、核融合の研究開発、放射線高度利用研究等を進めるとして、これらに必要な経費として九百四十八億四千九百九十九万円を計上いたしました。

また、動力炉・核燃料開発事業団においては、新型動力炉の研究開発及び核燃料サイクル確立のための研究開発等を進めるとして、これらに必要な経費として六百十二億一千九百九十九万円を計上いたしました。

また、放射線医学総合研究所における重粒子線の医学利用に関する研究、国立試験研究機関等における原子力試験研究に必要な経費等として百六十八億七千九百九十九万円を計上いたしました。

次に、電源開発促進特別会計歳出予算額のうち、科学技術庁分として一千六十七億八千八百円を計上しております。

このうち、電源立地勘定においては、国民の理解と協力を増進し、原子力施設の立地を一層促進するための経費として百八十六億四千二百万円を計上いたしました。

また、電源多様化勘定においては、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の建設、核燃料サイクル確立のための研究開発等を推進するための経費として八百八十一億三千九百万円を計上いたしました。

第六に、宇宙開発利用の推進のため、一千九百億六千二百万円を計上いたしました。

まず、宇宙開発事業団において、静止気象衛星四号、海洋観測衛星一号の開発等を進めるほか、HⅡロケットの開発、宇宙ステーション計画への参加等を進めることとしております。これらに必要な経費として一千六十七億五千七百万円を計上いたしました。

また、航空宇宙技術研究所における宇宙科学技術の基礎的、先行的研究を進めるための経費等として二十三億五百万円を計上いたしました。

第七に、海洋開発の推進のため、百五億七千三百万円を計上いたしました。

このうち、海洋科学技術センターにおいて、潜水調査船「しんかい六五〇」の建造、海域総合利用技術について地方自治体等との共同研究等を行うこととし、これらに必要な経費として百三億五千九百万円を計上いたしました。

第八に、地球科学技術の研究開発の推進のため、三百一億二千百万円を計上いたしました。

このうち、地球規模の諸現象の解明に関する調査研究に着手することとし、これに必要な経費として一億一千七百万円を計上いたしました。

また、人工衛星等を利用した地球観測技術の研究開発等の推進については、二百七十三億八千万円を計上するとともに、防災科学技術の推進については、二十六億二千四百万円を計上いたしました。

第九に、超電導材料研究マルチコアプロジェクトの推進等物質・材料科学技術の研究開発の推進のため百三十億六千六百万円を計上いたしました。

第十に、がん関連研究、脳・神経系の研究等ライフサイエンスの振興のため、百五十六億一千四百万円を計上いたしました。

最後に、革新航空宇宙輸送要素技術の研究等その他の重要な総合研究を推進するため、百八十六億一千五百万円を計上いたしました。

以上簡単にございますが、平成元年度科学技術庁関係予算につきまして、その大略を御説明申し上げます。

○委員長(高桑栄松君) 以上で所信の表明及び予算の説明は終わりました。

○委員長(高桑栄松君) 次に、新技術開発事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中村科学技術庁長官。

○国務大臣(中村喜四郎君) 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

科学技術は、国の社会、経済を支える上で極めて重要な役割を果たしており、我が国のみならず、海外諸国も科学技術の振興、発展にそれぞれ努力しているところであります。このような情勢の中、科学技術立国を志向し、社会的、経済的に目覚ましい発展を遂げている我が国に対し、海外諸国の関心、期待は、ますます大きくなっております。

我が国としては、科学技術の成果が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済力に見合った貢献を行う必要があるとの観点から、国際研究交流を一層進めることが、国の重要な緊急課題であると認識しております。この点につきましては、昭和六十一年三月閣議決定されました科学技術政策大綱にも指摘されているところであります。

一方、我が国の国際研究交流の現状を見ますと、特に先進諸国との間の研究者交流について極めて大きな不均衡の存在及びその改善の必要性が指摘されるとともに、国際研究交流を促進するため、我が国のより幅広い情報の提供が強く求められております。しかしながら、このような人材交流、情報交流等を促進するための体制は現状では十分と言えない状況にあります。

このような状況を踏まえ、我が国として、早急に国際研究交流を促進する必要があるため、今後、新技術開発事業団を改組することにより、国際研究交流の実施体制を整備することとした次第であります。

本法律案は、新技術開発事業団がこれまで実施してきた新技術の開発、新技術の創製に資することとなる基礎的研究を行うこと等に加え、新たに国際研究交流業務を付加するとともに所要の改正を行うものであり、以下の事項をその内容としております。

第一は、新たな業務の追加等に伴い新技術開発事業団の名称を新技術事業団に改め、法律の題名を新技術事業団法とすることであり、

第二は、新技術事業団の目的に試験研究に係る国際交流の促進に関する業務を行うことを追加するとともに、業務の範囲に外国の研究者の受け入れに係る支援、外国の研究者のための宿舎の設置・運営、国際研究交流に関する情報の提供等の業務を追加することであり、

第三は、政府は、新技術事業団に土地、建物等を賃貸できるようにすることであり、

第四は、事業団の理事長の諮問機関である開発審議会の審議事項に、国際研究交流に関する重要な事項を追加することとし、これに伴い開発審議会を改組することであり、委員の定数を五名増員することであり、

第五は、基礎的研究を実施する場合には、現行の規定では例外なく研究者の雇用、総括責任者の指定等を義務づけていますが、外国と共同して基礎的研究を行う場合に限り、柔軟に対処できるようにするため、これらの規定の適用を除外すること

とし、

とにしております。

以上、この法律案の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(高桑栄松君) 以上で本案の趣旨説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○本官和彦君 先ほど新長官から所信表明がございました。歴代の科学技術庁長官を見ますと皆さん立派な方ばかりでございますが、特に若い長官が皆張り切つてやられた実績がございます。若き日の中曾根康弘さん、あるいは亡くなった中川一郎さん、あるいは河野洋平さんなど、いずれも若くて長官になられて、その立派な業績が今も歴史の中に残っておりますが、中村長官も、年はお若い、まさに関係の中で一番若いと聞いておりますので、どうぞひとつ立派な業績をお願い申し上げます。

つきましては、大臣から、我が国の世界に果たすべき役割と、それから科学技術を所管する大臣としてどのようなお考えを持っていられるか、恐れ入りますが、時間も残りございますので簡潔で結構でございますので、所信の一端をお漏らしたいただきたいと思います。

○国務大臣(中村喜四郎君) ただいま委員から御指摘がございましたように、我が国は経済的には非常に大きな基礎を確立しているわけでありまして、また科学技術の面におきましても、欧米の国々と比較しても極めて先進的な技術というものを確立しているわけでありまして、今後ますます科学技術の面におきまして国際的な貢献というものを果たしていかなければならないと私は考えています。そのためには、昭和六十一年三月に閣議決定されました科学技術政策大綱において、国際性を重視しつつ科学技術の発展を図ることを基本方針としていただいております。

具体的に、この基本方針に基づきまして、ヒ

ユー・マン・フロンティア・サイエンス・プログラムの推進、あるいは国際共同研究の推進、外国人研究者の受け入れのためのフェローシップの改善、拡充等を行いつつ、一層国際的な科学技術の貢献に施策を十二分に整えらるるよう、これから努力をしていく決意であります。いろいろの意味で御指導をお寄せいただきたいという事をお願ひ申し上げます。

○木宮和彦 ひとつ長官、陣頭指揮でもって、これだけ日本が国際的に立派になった国でございますので、なほ一層科学技術の発展につきましまして御尽力を賜りたく、重ねてお願いを申し上げます。

さて、先ほど提案されました新技術開発事業団法の一部改正、これにつきまして趣旨説明が行われましたが、今回の改正の趣旨を一言で言えども、か。そしてまた、その背景及びその概要といえますか、こういうところに特に必要である、しかもネーミングも変えたので、その辺のことににつきまして御説明を賜りたいと思ひます。

○政府委員(緒方謙二郎君) 先ほど大臣の方から提案理由でその趣旨、必要性について御説明を申し上げたとおりでございますけれども、科学技術と申しますものは国の社会経済を支える上で極めて重要な役割を果たしているわけであります。我が国のみならず、諸外国でも科学技術の振興、発展というものが大変力を入れていることは御高承のとおりでございます。

特に、日本が科学技術立国ということで、国是といたしまして非常な成功をおさめ、経済的にも科学技術の面でも目覚ましい成果を上げていくわけでございます。諸外国からの期待、関心というものが大変高くなっている。それを受けて日本といたしまして、科学技術の成果というものは、これは人類共通の財産であるという認識のもとに、経済力に見合った国際貢献を進めていく必要がある。そのためには国際研究交流を一層進めていくことが大事であるということでございまして、大臣もお述べになりましたように、昭和六十

一年三月の科学技術政策大綱においてそのようなことが国の方針として定められているわけでございます。

他方、我が国の研究開発の現状を見ますと、特に先進諸国との間の研究者の交流について極めて大きな不均衡が存在をしております。その改善が要緊、指針をされておるわけであります。また、その原因ともなっております日本の研究開発を促進するための日本からの科学技術に関する情報の提供というものが非常に強く求められているわけでございます。現状を見ますと、科学技術関係の国際交流と申しますものは、それぞれの研究機関が個別に実施をしておりますが、現状でございます。全体として総合的に推進される体制というものが必ずしも十分整備をされていないというところでございます。

以上のようなことが背景となりまして、今回科学技術分野の国際研究開発を促進するための業務を総合的また効率的に実施をするための体制を整備するというために新技術開発事業団法の改正をお願いしているわけでございます。その内容は、新技術開発事業団の目的に科学技術に関する国際研究開発を促進することと加えること、同時にその業務の中に国際研究開発促進業務というものを追加をするというのがポイントでございます。

以上のように、従来新技術の開発業務を中心に展開をしてきた事業団が、国際研究開発の促進に関する業務を担当することになりますので、名称をこの際新技術事業団に改めることとさせていただきます。こういうことでございまして。

○木宮和彦 そうですと、名前が変わったのは新たな国際交流という部門を加味したから名前を変えられた、こう理解しても構いませんのでね。

それで、国際交流のことでございますが、たしか六十三、三年、昨年から科学技術庁のフェローシップ制度というものが創設されたと思ひます。初年度においては大体百人くらい一年の間にやるというふう

うふう聞いておったんですが、その実績はどうなっているのか。そしてまた、その来られた国の分布はどうなっているのか。また、来るための手続といふか、公募でやるのか、あるいは個人の先生、あるいはどういう方向でやるのか私も存じ上げませんが、その辺のこと。

それから、今三つありますが、最後にもう一つ、もしその成果が非常に上がった場合に、パテントの問題がある。これは協定で決めてはあります。と思ひますが、外国人と日本人が共同でやってきたそのパテントはどこに帰するのか。国に帰するのか、その研究所に帰するのか、あるいは個人に帰するのか、半々なのか、その辺をひとつ教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(緒方謙二郎君) 順次お答えをさせていただきますが、昭和六十三年度にスタートをさせていただきました。昭和六十三年度にスタートをさせていただきました。各、各方面の御支援をいただきました。当初予定しておりました百名という枠が達成されました。関係者の御協力に御礼を申し上げます。

国別、どういふ国から来ているのかという御質問でございますが、国の数にいたしましては二十三国から来ております。一番多いのはアメリカでございますが、その他西欧先進諸国はもとより、発展途上の国々あるいは東ヨーロッパの国などから若干ではございますが人が入っております。大変バラエティーのある出身国別構成ということになってございます。また、受け入れをした国の研究機関の方も八つの省庁、三十七の機関にまたがっております。受け入れる側も大変多様な、各般にわたっているというところでございます。

次に、受け入れの手続でございますが、そのフェローシップの制度と申しますのは、外国の研究者が自分がやっております専門的な研究というものをさらに発展させるために、それに一番ふさわしい日本の研究所に来る。日本の受け入れる研究所の方も、その研究者を受け入れることが本当に適當であると判断をするということが大事でござ

います。とにかく人が来ればいいということではありませんので、参ります研究者の専門のテーマと申します、専門の分野というものの、研究のレベルというものが受け入れ研究機関によって受け入れられるかどうかというところをチェックするというのが手続の基本になってございます。直接外国の側からアプローチをしてくる場合もございまして、日本の受け入れ側の研究機関の方でこういう研究者に来てもらいたいというのではないかと。いうことで、むしろ日本側から声をかけるというようなことになる場合もございまして、いずれにいたしましても、審査のポイントはそのようなところに置かれてございます。

なお、日本でこういう制度をやっているということに非常に関係の国々で周知をしていただく必要がございまして、欧米先進国を中心に幾つかの国については相手側の国の政府機関に国内での周知をお願いし、推薦をお願いするというようなことをあわせて実施をいたしております。

最後に、参りましたフェローの人たちの研究成果でいわゆる特許等の工業所有権を取得した場合にその帰属がどうなるのかという御質問でございますが、制度といたしましては、このフェローシップの制度で受け入れた外国の研究者の研究成果にかかわらず工業所有権の帰属というものは、この参ります研究者とそれぞれの受け入れ研究機関との間で個別に取り決めますというものが原則でございます。私どもの方で画一的に処理はしてございません。

しかし、現状を見ますと、受け入れの研究機関は大部分はそれぞれの内部規定で対処をしております。その内部規定によりまして、国立の試験研究機関でそれぞれの本来の研究員がいるわけでございますが、職員である研究員がいるわけでありまして、その職員である研究員が業務上、職務上行った研究の成果と同じような扱いをするというものが通例でございまして、つまり通常職務発明というふうにして参りますが、職員が業務上行った発明については、これは業務上、職務上の発明

○木宮和彦 将来、これから特に知的所有権という問題がやかましくなると思いますし、それからまた、せっかく新しい技術を開発したり基礎技術が確立したような場合には、それなりにやっぱり世の中に用いられなきや意味がないわけで、それが実際に用いられた場合に果たして国の金を助成したものが戻ってくるのか。たとえ戻ってこないにしても、やっぱりその成果がしっかりわかるように処置をすべきではないかなと私は思うんです。

そのときのお話に、新技術開発事業団でプロジ

第十七部 科学技术特別委員会會議錄第三号

特に役所の場合などはいろいろ問題があるうか
と思いますが、やはり新しい技術が生まれたらそ
れを積極的に取り入れる姿勢が、科学技術庁は率
先して広めるということが私は大変大事なことだ
と思うし、それがひいてはまた新しい技術を生ん
でいくのではないかと思います、その辺は余分
なことかもしれませんが、ちょっとお伺いしてお
きます。

来から、みずから開発をいたしました新技術もそうでございますし、それ以外の大学、国研等で開発をされた成果についても、民間企業に普及、実施をされますように技術情報を提供する、あるいはあつせんをする、特許の許諾等のお手伝いをするというようなことで、広く普及を図るために活躍をしているわけでございます。

御指摘の西澤先生の件につきましては、これは四十七年から五十一年にかけて事業団が約二億円の費用をかけて開発をしたものでございますが、少ない消費電力で極めて明るい光を発す

しかしながら、私どもといたしましては、これだけで満足をするということではなくて、今後とも、開発成果に關します新技術の提供活動の充実等によりまして、すぐれた研究開発の成果というものが一層普及されますように新技術開発事業団を指導していきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

最近 アメリカの USTR ですか、スーパー三〇一条というのがございますが、それについて、日本のコンピュータ、人工衛星それから林業、この三つをやり玉に上げて回答を迫っているというような実情でございます。

三〇一条でもって何で人工衛星 宇宙開発が組
 上に上がったのか、それからまた 今後それにつ
 いてどういう対策を講ぜられるか、時間も余りご
 ざいませんでひとつ簡単にお話しただきたい
 と思います。

発は、自主的な技術基盤の確立を基本に進めているところでございまして、今回の米国政府の措置は、この点について十分な理解が得られていないことによるものとも考えられます。適切な機会をとらえまして、今後一層の対外的な理解が得られるように努力をしてまいりたいと考えております。

同時にまた、これ余分なことです、HIIロ
ケットってどうもネーミングが悪いですね。もう
少しロマンのあるネーミングにするとか、あるいは
今度のフェローシップ制度にしてもそうです
ね。昔、よく私も若いときには、アメリカのフ

は評価されないという、これ余分なことですが、その点をひとつお願いをしておきます。

それで、私の調べたところによると、今現在、大体欧米先進国との研究の交流は七対一くらいで日本の方が少ない。やはりここまですれば、ともかくGNPの世界第一位になったわけですから、ファイティー・ファイティー、五対五にするのが最低限必要だが、これは一体いつごろまでに達成できるのか、あるいは将来どういう、予算の問題

もありますからその簡単には話ではないと思いますが、一言で結構でございますので、先の見通しについてひとつお話しただきたいと思ひます。

○政府委員(緒方謙二郎君) 特に先進国との間の研究者の交流のインバランスにつきまして、先生御指摘のように、およそ七対一のインバランスがあるわけでございます。絶対数で申しますと、これは私どもの調査で、国立の試験研究機関が受け入れた外国、先進国の研究者の数が六十二年度で百九十八名、同じ期間に日本から先進国に参りました研究者の数が千二百九十三名ということで、その比率、およそ七対一になってございます。絶対数の差で約千名のギャップがあるわけでございます。私も、このギャップを何とか埋めていきたいという気持ちでございます。

どういう計画でどういうふうにしていくのかという御質問でございますが、何年計画でどうするという、びしっとした計画はできてないわけでございますが、私どもは、こういう現在のようないンバランスを、内外の受け入れ機関の状況もございいますし外国の要請もございいますので、そういうものを勘案しながら、できるだけ早い機会に均衡するような形に持っていきたい、こういうふう希望しているわけでございます。

○木宮和彦君 もう時間も、五十分までにはやめて行かぬといふ皆さんのお話でございます。

最後になります。大臣にお伺いしたいんですけども、科学技術分野における国際研究交流のこれからの推進方策、これについてひとつ決意を披瀝していただきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○国務大臣(中村喜四郎君) 我が国は、貿易におきまして多大の黒字を示している経済大国として位置づけられているわけであります。また、科学技術の面においても欧米先進国と肩を並べられるだけの先進国になってきたわけであります。そので、世界から我が国に対する期待とか、そして

ろいろの意味で我が国の果たしていく科学技術の役割というものはこれからますます大きなものになってくると私は確信しております。

そのために、このような観点で、昭和六十一年の研究交流促進法の制定により、外国との交流を含めた研究交流に関する法制上の隘路を改善し、さらに今般、国際研究交流の促進のための体制を整備し、科学技術面での国際貢献をより一層果たしていくという考えから本法律案を提出させていただいた次第であります。

私は、この法律案の提出に對しまして、我が国が国際的に貢献していくためのこれが第一歩であり、一里塚である、このような努力をこれから先も積み上げていくことによつて、我が国の国際的な評価にふさわしいような科学技術の国際的な貢献というものを果たしていけるように英知を結集していきたい、このように考えております。

○委員長(高桑崇松君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(高桑崇松君) ただいまから科学技術特別委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。先ほど、成相善十君が委員を辞任され、その補欠として岩本政光君が選任されました。

○委員長(高桑崇松君) 休憩前に引き続き、新技術開発事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○千葉景子君 それでは、新技術開発事業団法の一部を改正する法律案に入る前に、何点か一般的な問題についてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、さきの五月三十日なんですすが、原研東海研究所でウランが自然発火したという事故が報じられております。それについて、事故の内

容、どういふものであったか、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(村上健一君) お答え申し上げます。原研東海研究所におきまして、本年五月三十日午後七時二十三分ごろ、東海研究所ウラン濃縮研究棟で火災報知機が発報いたしました。直ちに所員が調査いたしましたところ、同研究棟内の核燃料貯蔵庫において天然ウランのくずが入っており、またポリエチレンのびんから発煙しているのが発見されました。粉末消火器等で消煙作業を行いました後、発熱源と見られますウランくずをステンレス製の容器に移しかえまして、消火砂などで空気を遮断しました結果、午後九時五十分ごろ発熱がおさまったものでございます。この発煙事故によります放射能の周辺環境への影響及び作業者の被曝はございませんでした。

以上が概要でございます。

○千葉景子君 この事故の原因というものは、はつきりなされていらいふしやいふすか。

○政府委員(村上健一君) 結論から申し上げますと、現在、東海研究所の中に本件の調査検討委員会を設けて検討が進められておりますので、その結果が出るまでは正確なことを申し上げられませんが、実は私どももいろいろと非常に恥づかしい事故でございまして、天然ウラン、金属ウランくずは普通処理がうまくないと発熱するといふのは実は古くからわかつていることでございまして、相当な期間、空気を導入しまして徐々に酸化させれば発熱しないといふこともわかつておりました。したがって、今回も相当の期間そういう措置を行つてポリエチレンのびんに移したわけでござい

ますけれども、そういうことが起こりましたので、原研の方としては、起こるべきことが起こらないようにちゃんとしたにもかかわらず起こったといふことで、先ほど申し上げましたような調査検討委員会をつくつて検討を進めているところでござい

ます。原因は、そういうことで天然ウランのいわゆる粉末とかくずは発熱するという通常の現象であらうとは思われますが、今なお検討委員

会で検討が進められているところでございます。

○千葉景子君 今、検討中といふことでございませうけれども、今後こういう事故が起こらないための対策等についてはどのような検討をなさつていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(村上健一君) 今御説明申し上げましたように、科学技術庁といたしましては、この検討委員会の調査検討結果を踏まえまして必要な措置を講じるよう、遺漏なきよう十分指導、監督してまいりたいと思つておる次第でございます。

なお、本件につきましても、六月一日の原子力安全委員会に報告を行ひまして、原子力安全委員会の方からも最終的な原因及び対策について再度報告するよう求められているところでござい

ます。

○千葉景子君 この事故の原因あるいは今後の対策等はつきりと結論が出たところで、またぜひ委員会等にも御報告をいただきたいというふうに思ひます。

それでは引き続きましてですが、つい先日ですが、東京電力福島第二原子力発電所二号機で漏えい事故が発生をした、これも報道等されているところでございます。この事故の内容について、どういふ内容かといふことをまず御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(三角逸郎君) 先生御指摘の東京電力の福島第二原子力発電所の二号機の件でござい

当該の系統を隔離、系統から切り離すということ
でございますが、隔離いたしました。そして、そ
の後、六月三日でございますが、午後四時ぐら
いだと思いますけれども、出力降下を開始いたし
まして、次の四日の午前五時三十分ごろに原子炉を
停止してございます。これは手動で停止したとい
うことになっております。

これまで、その後いろいろと点検をしてきたわ
けでございますが、再生熱交換器というのは実は
三台ございますが、そのうちの二台目の熱交換器
をつないでございます入り口の配管がございまし
て、その配管のところの溶接部の近くから、これ
は外側でございまして、長さにいたしまして
約三十六ミリ程度でございましたが、亀裂が確
認されてございます。

そういうことで、その後検討を進めてございま
すけれども、原因といたしまして、どうも溶接の
施工に不良箇所があったといったようなことで漏
れたんではなからうか。それが起因現象でござい
まして、割れが配管の中からだんだんと進んでい
って、その後進展した結果漏れに至ったというふ
うなことでございます。

そういうようなことでございまして、一応原因
というところまで含めて概要は、ただいまわかっ
ているところでは以上でございます。

○千葉景子君 これは隔離をしましてから原子炉
そのものを停止しているということでございま
すけれども、原子炉そのものを停止したというの
は何か理由がございしますか。

○説明員(三角逸郎君) 先生御指摘のように、朝
方の九時二十五分ごろでございますが、中央制御
室におきまして、これは再生熱交換器というの
一つの部屋になってございまして、そこでの放射
線モニターの異常ということで警報が発生したわ
けでございますが、その後、当該箇所は熱を持っ
て熱うございます。具体的に隔離をして修理をす
るといふことで若干時間は要するわけでございま
すが、当該箇所につきましては具体的に漏えいの
箇所を特定して、それでその後の対策をとるにつ

きましては、とった過程で当該弁を前後で閉めま
して、その結果漏えいは当然とまるわけでござい
ますけれども、順番をつけまして、順次原因を特
定しながら、場所を特定しながら、その後原子炉
の停止に至ったということで、直接即座にとめる
といったようなことは対応としては必要なかった
んじゃないか、かように考えているところでござ
います。

○千葉景子君 ちょっと私の質問があれかもしれ
ませんけれども、この部分は必ずしも原子炉本体
を停止しなくても支障がない部分とも言えるんじ
ゃないかと思うんですけれども、全体をとめなく
てはならないような事情がございましたのでしょ
うか。

○説明員(三角逸郎君) 御質問の趣旨のとおり
にお答えしますと、警報の発生後、原子炉の冷却材
のいわゆる浄化系の隔離操作を行ってございま
す。そういうふうなことで、あといわゆる原子炉
の浄化系、これは原子炉の冷却材を浄化する系統
でございまして、それを直ちに停止した後すぐに
原子炉の運転に何らかの支障が出てくるという
ようなことは実際上ございしません。そういう
こともございまして、一方で原因の調査、対策
といったようなことについても時間を要するとい
ったようなことで、我々としては念のため原子炉
を停止して当該箇所について手当てをするとい
ったようなこと、それが妥当かつ念のための措置と
して必要であらうといったようなことと思いま
す。

以上でございます。

○千葉景子君 これは当該部分の隔離をするまで
の時間というのはいくらにかかっているんでし
ょうか。

○説明員(三角逸郎君) 今申しましたように、九
時二十五分にダストモニター、これは放射線の量
をはかっているモニターの異常の警報が発生して
ございまして、それで現場の動きをいたしました
は、当然その現場を確認するわけでございしま
すが、現場を確認したところ、先ほど申しましたよ
うに浄化系の一部でございまして、一次冷

却材の漏えいがわかってございまして、その後直
ちに原子炉の冷却材の浄化系の隔離操作を行っ
て、たしか十時十四分というところでございま
すので、警報が出てからで言えばほぼ一時間弱とい
ったようなところで系統の隔離が終了したという報
告を受けてございします。

以上です。

○千葉景子君 私が思うところでは、もう少し隔
離自体については短時間でできたのではなからう
かというふうに思っていますけれども、これはバル
ブを閉めるなどの作業だと思えます。そういう意
味では一時間というの若干長い時間がかかって
いるようにも思えますけれども、これはいかがで
しょうか。もうちょっと短時間に行うことはでき
ないものでしょうか。

○説明員(三角逸郎君) 今、御指摘のお話、確か
にいろんな御意見があるかと思えます。

私どもも、その事柄の経緯、それから当該箇所
が持っているいわゆる安全上の意味合いと申しま
しょうか、箇所が安全との関係でどういうところ
にあるんだらうかといったようなこと、これは先
ほど来の説明ではちょっとはしったかもしれない
けれども、原子炉を直接つないでいるという
か、再循環ラインからさらに引いたところのい
ゆる浄化するためのラインとかといったようなこ
と、そういうことをかたがたあわせて、一方
では中央制御室でダスト放射線モニターの記録に
よって事実を把握して、それから保安の課員が現
地、その場所は原子炉建屋内の別のところに再生
熱交換器の部屋がございまして、そこまで
行くというところで、そこに行つて現実どこがま
ずいのかというところを確認して、その後操作に入
るといいますと、そういうことで四十数分、
五十分前後ということにつきましてはむしろこれ
は技術的な判断、現場の対応として、特に東京電
力をどうこうするわけじゃございせんけれども、
も、やはり事実を把握して、それを判断してアク
ションを起こすという過程で必要な時間というの
はおのずとあらうかと思うんです。

時間の多寡については御意見があらうかと思
いますけれども、我々としてはそれほどの、即一分
後にどうこうといったようなことでもございま
せんで、対応の全体としてはおおむね過ちではな
かったと、こんなふうに理解してございします。

以上でございます。

○千葉景子君 ところで、この第二原発の二号機
なんですけれども、以前の定期点検などの際にこの箇所
は点検をされていらつしやるんでしょうか。

○説明員(三角逸郎君) 当該箇所につきま
して、基本的に定期点検の折にはその系統、ここ
いうところの浄化する系統でございまして、その
系統に一定の圧力をかけまして漏れるか漏れない
かという耐圧漏えいテストというのを我々させて
ございまして、そういう意味合いで前回の点検の
ときには漏れにまで至らなかったといったような
ことでございまして、先生の今の御質問に答える
ならば、毎回点検ごとにそういう圧力をかけて水
圧のテストをやる、こういう状況にございま
した。

以上でございます。

○千葉景子君 今回、そういう定期点検のときに
一定の点検をしていらつしやるにもかかわらず、
こういう漏えいというものが発生をしたというこ
とでございまして、そうなりますと、今後の対応と
して、例えばこれと同一の溶接を使っている部
分、あるいはそれから今度定期点検を行う際には
これと同様の箇所というのには十分に注意をすべ
き場所だと言えらるるのではないかと思いま
すが、今後の対応はどう考えていらつしやるか。

○説明員(三角逸郎君) 御説明申し上げま
す。

先生御指摘のように、原子力発電については何
かいわゆるこういう不都合、トラブル、故障等が
あった場合にはその原因を徹底的に解明するとい
うものに、御指摘の再発防止対策につきましても、当
該箇所にとどまらず、幅広くその技術的な意味合
いも含めて対応していくということで通産省が電
力を指導しておたわけでございします。本件に関
して申しますならば、原因について若干補足する

必要があるかと思うんですが、これは報道等でもございまして、当該箇所につきましても、これはメーカーの段階でございまして、二度ばかり補修溶接というのをやっております、その過程でいわゆる材料がたくなる、硬化する、もしくは応力が残る、これは残留応力と我々言っていますが、そういうことでひずみが残る、こういう不注意な作業といったようなことに原因があったんじゃないかというところでございします。

今後、メーカーも含めて補修溶接といったような際には、その後の今言ったひずみを取るようなそういう熱処理といったようなことを十分に現場で行わせるといったようなことを十分に行なう、今御指摘のような当該箇所類似の箇所、これは類似の箇所というのと同じような原因を内蔵する、共通的原因が材料とか施工の面であるようなところにつきましても、これは今回原因が特定されたというのを踏まえて、対応として電力を厳しく指導して、かつそういうことをやらせる。

あわせて、というのは、我々よく水平展開、こう申し上げておるわけでございしますが、ほかのBWR、これは日本で十九基ございしますが、同じように浄化する系統があるわけでございまして、そういうことにつきましても安全上の意味合い、ランクといったようなことも念頭に置きながら、次の機会には累次そういう情報を取り入れて交換していくように、こういったようなことを指導していく、そういうふうな考えてございします。

以上でございます。

○千葉景子君 直接本体にかかわる部分ではなかりかと思えますけれども、溶接の部分などに問題が残らないように今後もぜひ注意を払っていただきたいと思ひます。

ところで、何かこのところ、事故といひましょるか、先ほど不都合という言葉を使われましたけれども、そういうことが多々頻発をしているように

でございますが、さきに私も取り上げさせていただきました、福島第二原発の三号機でございしますが、その後点検、あるいは調査あるいは原因の究明、こういうものを進められている過程かというふうな思ひますけれども、少しその内容などについてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

まず、その後この三号機におきまして、原子炉圧力容器の内部あるいは燃料棒、またその他の関連する配管、そういうところに調査、点検が行われているかと思ひますけれども、その進捗状況、今の現状などはいかがでしようか。

○説明員(三角逸郎君) 福島第二原子力発電所三号機の件でございします。さきのこの場でも御報告さしていただきましたけれども、その後の進捗状況について御報告、御説明申し上げたいと思ひます。

全体的な進め方というのは、先般来御報告してございしますように、東京電力にも指示したところではございしますけれども、一方で通産省の技術顧問会の中に調査特別委員会を設置いたしまして、先生方の意見も聞きながら、現地調査等も踏まえながら、はたまた場合等を重ねながら、その後ポンプの損傷についての原因の解明等を含め進めておるところでございしますが、御指摘の現在の状況でございします。

まず第一点でございしますが、原子炉圧力容器の点でございしますけれども、これにつきましては、原子炉圧力容器の、これは下の方に制御棒を出し入れする、これはBWRでございしますので下からやるわけでございしますが、制御棒の案内管というのがございまして、細かくて恐縮なんですけれども、これが百八十五体ほどございします。これをこの際取り出して、いわゆる圧力容器の内部が全体にわたってよく見えるように、こういうこともあらうかと思ひますが、そういうことをさせてございします。

その結果、金属のこれ、摩耗粉と我々言っておりますようなものが格子板とか支持板などで若干観察

察をされてございます。それが第一点。

それから、御指摘の第二番目の燃料、いわゆる燃料集合体のことでございしますが、燃料集合体はこのタイプだと全体で七百六十四体入っております。その中の入っている場所、それからその当時、具体的に炉内にどういう配置で燃料集合体が入っていたかといったようなことも含めて、代表性のあるところを、二十体ばかりでございしますが、取り出しまして、先ほどの圧力容器で御説明したように、これは当然すべて別の場所、燃料の使用済みのプールというのがございまして、そこに持ち出して今置いているわけでございしますけれども、その中の二十体、代表性のあるものを、燃料の検査装置でもって、どのくらいのものがあるのかとか、それからあわせて洗浄をしてどのくらいのものが取れたのかどうかといったようなことを、現状、予備的ではございしますけれども、進捗中でございします。

その結果につきましては、燃料集合体にはスベーターと称するつなぎ、とめているところもございしますけれども、そういうところも含めまして小さな異物が付着しているとかといったような状況も観察されておるといったようなところでございします。現状は、燃料についてはそういう意味ではまだ予備的な段階にとどまる、こういうことかと思ひます。

その他の配管のたぐいにつきましても、その当時、圧力容器につながってございします各種の再循環のラインとか、それから我々ドレーン管と言っておりますが、水抜き配管等々がたくさんございしますが、そういうところにつきましても金属の摩耗粉と思われるものが観察されてございまして、そういう事実、つまりどのくらいのものがあるかといったような事実の把握というのを現状としては進めておるといふことでございします。かたがた原因等についても調査を進めておる、こういう現状でございします。

○千葉景子君 今、御説明をいただきましたと、燃料などについては予備的な調査を行っている段階

だということでございます。そうなりますと、この予備的な調査に基づいては燃料全体について再度調査をなさるといふようなことも考えられるわけですね。

○説明員(三角逸郎君) 今、私、予備的に二十体の調査をしておりますということで、その結論は今のところまだ、いわゆる評価も含めて出てございしません。やはり燃料集合体につきまして一番の基本的なポイントというのは、それが健全に再使用できるか、要するにそういうことも含めて、どのようなものについて、それがどんなふうに取り出されて、検査を、洗浄した後どのくらい残っているだろうかといったことも含めて、そういう検討評価がこれから先、先生方のお知恵をかりながら進められる、こういうことに相なろうかと思ひます。現状では、その後について個々具体的に、この場ではまだ確認することを申し上げられませんが、その考え方の根本は、基本的には燃料集合体の健全性について最初に確認をする、こういう基本方針でやられている、こういうことでございします。

以上でございます。

○千葉景子君 今、内部の調査、点検等が行われると同時に、かなりの部分、回収作業も金属片等について、あるいは落ちた欠損部分などについての回収が行われているというふうに思ひますが、その回収はどのくらい進められているのでしょうか。

○説明員(三角逸郎君) 金属小片とか金属の摩耗粉等々の回収の様子についてのお尋ねでございします。

これは、前回御報告して以来、いわゆる回収の量といったようなことも含めてまだ十分御報告するようになつたものでは手元にございしませんけれども、なお、若干重複を避けながら御説明しますと、現在までに原子炉圧力容器の底部でございしますが、それから、あと、ジェットポンプの中から、全体、これはもう既に御報告済みでございますが、二十三個の金属の小片、これを回収してご

○千葉景子君　今指摘をした座金が、発見をされた箇所なんですが、循環の様子から考えますと、ここに座金が発見されるということは相当座金そのものがいろいろなところを通じてその箇所へ到るものがあるように思われます。

ていくつもりですか。

○説明員(三角遼郎君) 先生まさに御指摘のよう
に、いつゆる異物の調査につきましては、もと

会の先生方の御指導も得ながら、それから数カ月たつておるわけでございますけれども、原因の特定は、それから先ほど来る御指摘でございます。それと

るわけでございます。そのことにつきましては、原因として今申し上げましたような温度差によって生ずるといったようなことで、表面から主軸の

少なくともといったようなことがございますので、表面のごく近傍以上には進展しないようなものであろうという評価が得られてございます。

したがって、福島第一の五号機における主軸のひび割れといったようなことにつきまして、いわゆる安全評価と申しましょるか、安全上特段の問題などはないかと思ひますけれども、なお今後念のためにさらに詳しい調査というふうなことを考えてございませうけれども、概要は以上のようなこととございませう。

以上でございます。

○千葉景子君 このひび割れが発見されるに至った経緯をちょっと御説明いただけますでしょうか。

○説明員(三角逸郎君) 福島第一原子力発電所の五号機でございますが、第九回の定期検査をしてございます。再循環ポンプはA号機、B号機と二つあるわけでございませうけれども、要するに二台の再循環ポンプのうち、今回、第九回の定期検査におきましては、A号機の方でございますが、これにつきましては定期検査の対象ということで原子炉再循環ポンプについては予備品と取りかえてございませう。

この際Bにつきましても、これは交代交代に、定期検査の一定の間隔ごとによりゆる精密点検、ばらして点検するという分解点検でございますが、その点検の機会に取りかえ補修等を行うわけでございませうけれども、B号機については、これはボラントリと申しましょるか、電力会社の任意の行為として点検をしたわけでございまして、その過程で表面に極めて細微なひび割れがあったというところでございませうけれども、先ほど申しましたように安全上の観点、それから五十九年当時から幾つかのBWRについても同様なことが把握され、原因等につきましても理解されていっているというふうなことも含めまして、B号機につきましても、は次回の定期検査におきまして取りかえよう、こういうことに相なった、こういう理解でございます。

以上でございます。

○千葉景子君 A、B二台のポンプということ、今回ひび割れが両方に発見されたようでございますけれども、Bについては、本来の定期検査の詳細な点検ではなくてボラントリな意味で点検がなされたということとすけれども、これはどういうことで特にこちらら点検をするということになったわけでしょうか。

○説明員(三角逸郎君) この事柄の経緯につきましては、先生御案内のように、いわゆる水中軸受けについて点検をしておるわけでございませうが、水中軸受けをこの機会、いわゆる定期検査の機会に取りかえようということで、B号機についても取りかえようということで進めてまいりました。その過程で、当然ではございませうけれども、B号機についても当該箇所がいわゆる分解されるというふうなことが機会としてございまして、そういう機会をとらえてA号機と同様に詳細な点検をBについてもやった、こういう経緯だと承知してございませう。

以上でございます。

○千葉景子君 この定期点検の予定はいつからだつたのでしょうか。といいますのは、実はこの定期点検に入る前に、この二台のポンプのうち一台は既に停止をして、そのために原子炉そのものが停止状態に入っていたというふうに報道されているわけですが、その辺のちょっと事情を御説明いただけますか。

○説明員(三角逸郎君) 先生御指摘のように、福島第一原子力発電所の五号機につきましては、現在第九回の定期検査中であるということでございませうけれども、これは平成元年の二月の二十七日から開始されてございまして、この定期検査に入るきっかけとなりましたのが、これもまた先生にしかられるわけでございませうけれども、これは二月の二十六日という報告がございませう。午後七時二十七分とございませうが、原子炉再循環ポンプの駆動用の電動機、この電気回路がございませうが、そこに設けられてございませう、我々はリレー

と言つてございませうが、保護用のスイッチでございませう。スイッチが動作いたしまして、ここにございませう二つのポンプのうちAが停止してございませう。この第一原子力発電所の五号機につきましては、先ほど来御指摘ございました百十万というよりも一回り小さなタイプ、出力で言えは七十八万四千というところでございまして、この出力が再循環ポンプの一台が停止したということでもって、約半分でございませうか、三十九万キロワットまで出力が低下してございませう。

我々としては、その後原因を同定するといひますか、特定するためには、詳細調査のためにはやはり原子炉をとめた方がよろうという判断で、手動で原子炉を停止したということとございませう。原因等については、当然特定され、かつ対応もできておるわけでございませうけれども、この第一原子力発電所の五号機の定検に入る経緯につきましては先生の御指摘のように以上のような事情がございませう。

以上でございます。

○千葉景子君 先ほど、今回のひび割れについて評価としては安全性に問題はないというふうなお考えでございませうけれども、その評価についてなんでもございませうけれども、これはひび割れが入っても安全性に問題はない、軸の強度などには影響がないということなんですか、ここをもう少し説明していただきたいんです。この強度などについてはどのような形で強度試験、あるいはそれから評価というものが行われているんでしょうか。

○説明員(三角逸郎君) 先ほど来いろいろ御説明しましたけれども、若干専門的で恐縮でございませうけれども、御説明申し上げます。

これが第一に熱の疲労割れであるということとを私申し上げましたけれども、その考え方の根拠と申しましょるか、ベースにございませうのは、先ほど申しましたように当該箇所の水の流れに着目した場合に、上から来る、いわゆるシールする水、これは四十度から五十度ぐらいの温度だと思ひますが、それと、一方で主軸の、我々はラビリンズ

部と言つてございませうけれども、その部分に下から上がってくる原子炉の冷却材、これの温度差が当該箇所と混合する形になってその結果が交番する、繰り返しの応力のかかりやすい、熱応力がかかりやすいところであらうといったようなことが一つございませう。また形状についても、破面の観察、それから表面のPTと申しまして液体浸透の検査、ちやうど絵の具なんかを塗るような感じで上に塗らしてひび割れを見ようといったような専門的な検査の手法がございませうが、浸透探傷の検査等々を使いましてこの模様なり様子が極めて特徴的な熱応力、形状を示しているんだといったようなことから、我々は、まず第一に熱による疲労ではなからうか、疲労である、こういう判断を一つしたわけでございませう。

御指摘の力、それから同じくこれが亀裂が入った後どこでとまるんだといったようなことにつきましまして、先ほど来申し上げてございませう温度が中に入らなつてその幅がだんだん少なくなつてくるといったようなことを念頭に置きながら、我々の世界でよく、応力がどのぐらい拡大していくのかというのを材料が持っている粘りとかこわさとの関係で比較をいたしまして拡大係数が正だとか負だとか申しませうけれども、そういう評価を熱疲労の亀裂の進み方、進展の評価としてやっております。そういうことをかたがた先生方ともこれを相談して過去勉強してきたわけでございませうけれども、そのときの研究なり評価なりの結果では、最大見ても、これ安全側に見ても六ミリ程度ぐらいかな、これはそれまで以上は進まないだろう、こういう評価をいただいております。

一方、先ほど申しましたように、この再循環ポンプの主軸につきましましては力をいれんな意味で受ける。例えば、押しつぶすような力だとか曲げだとかねじりだとかいろいろあるわけでございませうが、そういう力について主軸の材料の強さ、それから直径等を評価いたしますと、工学的な判断、技術的な検討の結果、十分まだ余裕があるといったようなことになってございませう。

以上でございます。

○千葉景子君　そういう評価、あるいはいろいろな実験等の結果、安全だという評価をなさっているもの、今に思ふんですが、このひび割れというのは、今回に限らず、以前にもやはりこういうひび割れというのは指摘されたり、あるいは定期検査の中で発見をされたりしているのではありませんか。

○説明員(三角達郎君)　先生御指摘のように、この福島第一原子力発電所五号機で観察されました表面の微細なひび割れにつきましては、我々の調査だと、昭和五十九年ぐらいから幾つかのBWRのプラントでは同様に、同じような原因、同じような事象ということで観察されてございます。それ、もちろん安全評価上問題はないというところでほうっておくといったような対応は原子力の安全の世界ではとり得ないということで、原子力をやっておる電力会社にはその都度対応、安全上問題ないんだけれども発生しないにしたい、これはないし、念のためやるべきこととして、一つは先ほど来申しましてございます原因を根元から断つ、具体的には温度差がつかないようなそういうやり方があるんじゃないかな。上から来るシールする水と下の冷却材の温度差、これをできるだけ少なくするような、つまりシール水の注入する量を低減させるといったようなことをやるのが一つ必要かなといったようなこと。それから若干これは対症療法的でございますけれども、先ほど来申しました分解点検のときにはできるだけその機会を利用して当該ひび割れの有無についてももちろん点検をするし、あわせて取りかえ等もできるだけやらないと、いったような指導をしておるわけでございまして、そのようなこと等を踏まえながら今後考えていきたいと思っておりますが、おっしゃる通りに五十九年当時先生おっしゃるようなことがございました。

○千葉景子君　このひび割れについては、先ほど安全性の評価についてお聞きしたんですけれども、最終的には原子力発電技術顧問会などで安全性というものが確認をされるというふうか、評価をされるという形になるんですか。

○説明員(三角達郎君)　このようないくつかも含めて、いろいろな原子力発電をやっている過程ではトラブル、程度はございますが、このような安全評価のことも含めて混乱することも多々あるうかと思っておりますけれども、今回の例も含めて過去にも先生方にも御相談しながらやってきたということでございまして、なお念のためにさらに詳しく調査を行うといったようなことも含めまして必要があれば先生方にも相談をしていくということでございますが、基本的には行政庁としての通産省の技術的な評価、判断について先生方に御意見を伺う、こういうことにならうかと思っております。

○千葉景子君　このひび割れにかかりましては、今回は順番としてAポンプの方については取りかえる、Bについては今回の定期検査のときに取りかえるというお話でございました。このひび割れについては、例えばポンプを取りかえる基準とか、こういう状況のときには取りかえるとか、あるいはこの程度であればまだ、次回に回すとか、その辺の基準とかはございしますか。

○説明員(三角達郎君)　先ほど来御説明申し上げまして、まずこの具体的な安全上の問題ということにつきましましては、その原因、それから事象の評価、進展のぐあいといったようなことで安全上の問題がないというふうな趣旨におきまして、現状のレベルであれば評価の基準を先生御指摘のようなことを待つまでもなく、数ミリということであれば問題ないということではございまして、そういう意味でこのようないくつか、これは確かに原子力発電所が常々モットーとしてございまして、このいかにゆる予防保全と申しましょうか、そういうことかならすればそういう微細な安全評価上いろいろなことを議論をしている、確信を持って大丈夫だということ、これは言えるわけでございまして、もちろん完璧にない方がいいに決まっております。

○千葉景子君　今回のひび割れにつきましては、地元の町長さんからもAを取りかえるだけではない、同じような形状でのひび割れであるとすれば、Aを取りかえるならばBも取りかえてほしい、そして安全に十分に配慮をしてほしいというふうな要望も出てくるようなので、Aを取りかえるというだけでは、ほぼ同じ状態であればBも取りかえていかなくてはならないという気もします。確かに順番はあるということですが、この点についてそういう地元の意向なども踏まえていかなくてはしょうか。

○説明員(三角達郎君)　先生の御指摘のように、原子力発電につきましましては常々安全、いわゆる安全性固有で、もちろん安全性の問題があれば問題にならないわけではございまして、安全評価、安全上の問題にならないということは大前提でございまして、それにつきましましては御説明したようなことがあろうかと思っております。

ただ、先生の御指摘のように、一方では地元の方々の十分な理解、これは取りかえるというふうなことではない、いろいろな意味での十分に説明を東京電力からさせる等々も含めて、地元の方々の、特に地元の町の方々等も含めて不安があつてはなりませんので、そのあたりは十分の手段を電力も我々も考えなきゃいかぬというふうに思っております。先ほどの我々の申しました安全上の問題については全く問題はないと思っておりますけれども、なお念のためさらに詳しく調査をして、という段階でございまして、いずれにしても地元の方々の理解を得ながら原子力発電の安全

○千葉景子君　今回のひび割れにつきましては、地元の町長さんからもAを取りかえるだけではない、同じような形状でのひび割れであるとすれば、Aを取りかえるならばBも取りかえてほしい、そして安全に十分に配慮をしてほしいというふうな要望も出てくるようなので、Aを取りかえるというだけでは、ほぼ同じ状態であればBも取りかえていかなくてはならないという気もします。確かに順番はあるということですが、この点についてそういう地元の意向なども踏まえていかなくてはしょうか。

○千葉景子君　理解を求めてということですが、片方を取りかえ、片方は取りかえずというふうな形ですと、なかなか理解を得るというのは難しい点もあるんじゃないかというふうにも思っています。確かに通産省の方で安全性については十分に確認をされた上でということですが、それでも、あるいは発見されても通常は取りかえるときまではそのままにしておくと、あるいは取りかえる時期などを考えますと、そうするとひび割れたまま運転しているんだということ、地元の方も考える、あるいはそれがさらに進展をするんじゃないか、こういう懸念も当然出てくるわけですので、その点についても十分にまた今後検討をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○説明員(三角達郎君)　先生の御指摘のお話で、なお一層、我々の念頭にありますのは、原子力発電のいわゆるこのようないくつか、微細な安全上の関係でありまして、なお念のために一〇〇%を期すという立場で、特にこういう局面につきましましては、研究開発とか技術の進みぐあいにあったようなことも含めて、十分安全なものではない、抜本的なこともかたがた考へるといったようなことを多様に考へることによって先生の御期待に沿いたい、こういうふうに努力してまいりたい、というふうに思っています。

○千葉景子君　このところ、やはり事故あるいは不都合というんでしょうか、いろいろな形で問題が出てきておりますので、評価としては安全に問題はないということではあるかと思っておりますけれども、ぜひ全体的な意味で原子力発電所の十分な

まず、資格でございます。研究者につきましては、いわゆるドクター、博士号を持っている原則

それから、国際協力事業団がやっておりま
す。わゆる経済協力として受け入れております
研修員の方は、研究所で受け入れをしてお手
伝いをするケースもございますけれども、これ
はますます来る国が途上国に限られているこ
と、それからドクター号を持った専門家であ
るよりはむしろもつと技能的と申しましょ
うか、実務クラスの人でございます。

○政府委員(緒方謙二郎君) 外国の研究者の受け入れに關連いたします生活支援業務、先生がおっしゃいましたように、これらの研究者のための宿舍の設置、運営、これが一番大きなものになります。が、それ以外に日本語を希望される方には日本語の研修をすること、あるいは英語を初め外国語でそれらの方々への生活相談などに応ずることなどがございます。

さらに、日本語研修あるいは生活相談、何か英文生活情報誌のようなものも提供なさるという予定のようでございますけれども、これも文化の違い、あるいは英文化情報誌ということでございますけれども、何らかの言葉を使ったそういうものも検討されてもいいんじゃないかというふうに思うんですが、このさまざまなバックアップ体制のようなもの、これについてはこの法案に基づいてということになりますけれども、どんなよう

な準備立てあるいは検討を開始をされているんで

りのPRだと思えますけれども、既に内外で非常に大きな関心を集めておりまして、外国も含めマスコミでも取り上げていただいております。また関係の政府機関でPRをしていただいているところもございますし、日本の研究所でいろいろ口コミといましようか、研究者のネットワークを通じて案内をしているようなこともございますので、次第に広く世界に浸透していくのではないかと考えております。

受け入れの拡大については、二年度目は御案内のとおり百三十人の枠をお願いしております。三割ずつふやしていけばいいのと言われますと、私も先ほど申しましたように、内外のギャップは千人もあるわけでございますので、七対一の格差、千人のギャップというものを早く埋めていきたいと思います。ここは頑張っていきたいと思っております。

○千葉景子君 ぜひいろいろな機関を通じて、あるいはこれまでに既にある研究者間の交流などを通じて世界にお広げをいただきたいと思っております。これまでそういう交流関係がどちらかといえば弱いか、あるいは途上国などでまだ関係が薄いという部分についてはなかなか研究者間の情報といってもまだ少ない部分があると思っておりますので、そういうところにもいろいろな手段を通じてこういう制度を知らせていくということの御努力もお願いをしたいというふうに思っております。

そして最後に、もう時間になってまいりましたので、この新技術事業団、これに基づくやはり、日本が経済大国あるいは金もうけばかりやっているのではないということも含めて、今後充実を図っていただきたいというふうに思います。それが世界からも国際的な信頼を得るまた一つの道であるろうかというふうに思いますが、最後に、長官にこれらのこの事業団の業務の推進、あるいはこういう国際交流などについての御見解あるいは抱負などをお聞きして質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(中村喜四郎君) ただいま先生からいろいろ御指摘をいただいた御議論等を拝聴させていただきました。私も、私といたしまして、我が国が経済的にこれだけ世界の中において貿易収支においても黒字を示し、そして科学技術の面においても先進国としてのしっかりとした位置づけというものが確立されているわけでありまして、その部分においてこれからは国際的にどのように科学技術の面において貢献できるかということに懸念に我が国としても模索をしていかなければならない、このように考えております。

御承知のとおり、六十一年に研究交流促進法を制定いたしました。外国からの研究に対するいわゆる法律の面での隘路というものを改善してきたわけでありまして、これから国際交流というものを、この法律を通じていただくことによりまして、具体的にさらに強力に進められるような環境づくりをしていきたい、このように考えております。また、先ほど先生のお話にございましたように、私も外国から来ていただく立場と来る立場とでは、やはり言葉、習慣、文化、その他の面においていろいろ来ていただく方々にとつての悩み、御苦労というものをどのように前向きに吸収していくかということ、これからこの制度を充実させていくために非常に私は必要である、このように考えております。

できるだけ早い機会に外国から来ていただいている研究者の方と直接お会いをいたしまして、そういう意見というものを積極的に吸収しながら事業がさらに進捗できますように努力をしておりますので、今後ともの御指導と御協力をお願い申し上げます。

○伏見康治君 中村新長官の所信を午前中伺いたしました。それをまた拝見いたしますと、宮崎前長官の所信と全く文章が同じでございます。いささか拍子抜けがしているわけでございますが、世の中の新聞には宇野内閣というの竹下内閣のカーボンコピーだという表現もございますのですが、何かそれを文字どおり表現しているような感じが

いたします。新長官としては前長官とは変わった政治に対する経緯を私はお持ちだと期待しているのかもしれませんが、その点どうお考えでしょうか。

○国務大臣(中村喜四郎君) ただいま御指摘をいただきました点について私の所信の一端を述べさせていただきます。我が国も含めまして世界的にこれから科学技術の発展というものは必要不可欠の大きな最重要課題である。私はこのように認識しております。特に我が国にとりましては、これから国際的に科学技術の貢献をしていく、あるいは技術基盤の確立をしていく、このような問題は基本的に進めていかなければならない大きな柱であると私は考えております。この点につきまして前大臣と基本的に現状認識を同じくするものであります。

また、行政の継続性というものも考えておりますので、今御指摘をいただいた点は参考とさせていただきます。科学技術行政が二十一世紀にたくましく進んでいくためには一つ一つの蓄積というものが大切にながら進めていきたい、このように考えております。

○伏見康治君 所信表明の文章がたまたま同じであったことであるという御説明だと思いますが、法案の趣旨について御質問申し上げる前に、この所信に書いてありますことについて二、三伺っておきたいと思っております。

まず、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムという言葉が出てまいりますが、これは中曾根さんが言い出したお話であらうと思っております。それはその後どういうふうな発展を遂げているのかという説明をちょっとしていただきたいと思っております。

○政府委員(石塚貴君) ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムでございますが、先生御案内のとおり、これは生体のすぐれた機能の解明といったものを中心として基礎研究を国際協力という枠組みで推進しようというものでございまして、我が国の科学技術面における国際社会に

対する積極的な貢献を果たすということで、昨年六月のベネチア・サミットで提案したものでございます。その後、関係国のノーベル賞クラスの著名な科学者の御参加を得まして、このプログラムの具体的な内容につきまして数回にわたっていろいろと検討を進めてまいりました。その結果、その研究対象をどういうふうにするべきかということとございまして、あるいは事業の進め方等についていろいろ御意見を集約できたと思っております。

そこで、いよいよこれを実施に移すという段階でございますけれども、平成元年度におきましては、日本政府全体といたしましてこのプログラムの実施に必要な経費をいたしまして約二十四億円を計上させていただきました。現在、関係国の政府レベルの間で本プログラムの実施の枠組みにつきまして協議を行っているという最中でございます。本プログラムの早期実施に向けまして今後とも最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

○伏見康治君 私は、今学術会議の副会長をしております渡邊格君と非常に仲がいい友だちですが、前に渡邊君は阪大の学長だった赤堀四郎さんと一緒に、アジア地区にヨーロッパにありますがヨーロッパ・モレキユラー・バイオロジー・オーガニゼーション、EMBOに相当するのをアジア地区にもつくりたい、AMBOをつくらうというお話で、大いに計画を練っておられたことがあって、それは何か途中でうまくいかなかったような感じがいたしますが、そういう方々の知恵といったようなものは十分吸収しておられるんでしょ

か。

○政府委員(石塚貴君) ただいま関係各国から著名な科学者の参画を得てというふうに申し上げましたけれども、もちろん国内におきましてもそれぞれの分野の先生方に随時お集まりいただきまして、国内の専門家、科学の分野での専門の方々の御意見、あるいは海外で現在実施されております、先生の御指摘のEMBOの運営の実績、そう

わけです。

その遺言を伺ったときには、実は必ずしもそれほど菊池さんの言ったことと同じような心配をみずからしたわけではなかったんですが、その後TMIが起り、チェルノブイルが起り、その後TMIが起り、これはよほど真剣になって考え直さなければならぬのではないかと、いうふうな思い始めています。

原子力委員会以下の日本の原子力推進体制というものが非常にうまくやられて、非常に立派な成果を上げてこられて、その安全性という面において十分やられてこられた。先ほど千葉さんが質問されたような東電のいろいろな事件もございすけれども、そういう事件があつても、それは危険にある程度近づいたというだけで、危険そのものにはまだいってないわけでごさいます。こういう状態になつていくというところは、日本の原子力委員会、原子力安全委員会その他の組織の努力の結果だと私は思つていて、すけれども、しかし同時に、潜在的に非常に大量の放射能がそれぞれの原子炉の中には含まれていて、それが一たび外へ出れば大変なことになるという意識は絶えず持ち続けなければならぬと思つていて、わけです。

そういう意味で、そもそも今までの日本の原子力の発展というものを考えてみますと、一番初めはイギリスの原子炉を買つたんですけれども、あとは全部アメリカ系のものを買つたわけなんです。大体初期の段階の原子炉の設計方針というものを骨子にいたしまして、それに後からこういう危険性があるからこういう安全装置をつけよう、こういう安全装置をつけようというわけ、だんだん安全装置が後から後からつけ加えられていったというのが現在の姿だと思ふんですが、この辺で私は原子炉の安全設計というものをあるいは一番から考え直す、そういう時期に来ているのではないかと、いうふうな考えをわけです。そういうような意識を原子力関係の方々はお持ちかどうか、ということをお願いしたい。

○政府委員(平野拓也君) 私どもが現在原子力発電所におきまして使っておりますような原子炉、これは設計段階から固有の安全性というものを備えるように、そういう意味で設計しておるわけでごさいます。さらに発電所の建設とかあるいは運転管理その他におきましても適切な品質管理等行いまして、万全な安全対策を講じてきていて、いうふうな考えておるわけでごさいます。

しかしながら、原子炉の安全確保につきまして、最新の科学的な知見というものを反映させるということが重要でございます。こういう観点で、私どもとしても将来の勉強という形で、炉の保有いたしておりますような物理的な特性といったようなものを可能な限り生かすようないわゆる固有安全炉といったようなもの、これは勉強の対象になるということで、原子力研究所等におきましてこれを研究をいたしておる、こういうことでごさいます。

○委員長(高桑崇松君) 内田原子力安全委員会委員長にもお考えを伺うことでごさいます。

○説明員(内田秀雄君) ただいま原子力安全について非常な長い御経験がございす伏見先生から御質問をいただいたわけでありまして、今伏見先生がおっしゃいましたことをもう一度考えてみますと、日本の現在の軽水型原子力発電所は、アメリカの設計に準拠して、工学的な種々の改良を加えてはおりますけれども、基本的にはその線の上に開発されてきていくものである。そしてその安全の対策を見ると、いろいろな事故あるいは問題が起つたときに、その影響を緩和するものをプラスして現状に求めているのではないかと。

基本的に設計を考え直す時代ではないかというお話でございますが、直接のお答えにならないかと思ひますけれども、確かに、原子力の安全面からの開発をすうと見てまいりますと、ウイーンズケールの事故とかあるいはSL1の事故等々、いろいろの経験を経まして、安全上確保しなければならぬ基本的な問題が出てきて、それに対する対策をとりまして、そしてどちらかというと事故

があつたときにその結果を緩和するというミチゲーションのシステムをつけ加えるということ、現状に求めているように私も思つております。ECCSがしかりでございまして、格納容器もそうでごさいます。

しかし、ごく最近をいろいろ考えてみますと、例えば日本の原子力発電所の信頼性、安全性の高い経過等を振り返りまして、あるいは国際的に日本の原子力発電所を理解をする立場に立ちましても、そのミチゲーションの対策よりも、むしろ事故、故障、トラブルの発生を防止するプリベンションの方を優先的に考慮すべきであるということがよくよく認識されてきているようにございす。日本は、我田引水になるかと思ひますけれども、古くからミチゲーションよりもプリベンションが大事である、事故、故障、トラブルの小さな兆候でもそれを発見して早く対策をとるべきである、ということをお願いしているところでごさいます。それが、それにつきましては予防、保全に徹することでごさいます。三十六あります原子力発電所のうち、八つの原子力発電所は既に十五年の経歴を持つておりますので、これからは、初期故障の対策はほとんど終わりましたので、やはり経年変化が劣化に結びつかないような予防、保全に徹することであろうと思つておりました。その方向で行政、あるいは行政庁を通じて電気事業者に見解を申し上げているところでございす。

それから、今局長が引用されました通称固有の安全炉と言われますものにつきましては、御存じのように我々は開発推進側ではございせんので、まだ具体的な例もございせんので安全委員

会としては何も申し上げる段階ではございせんが、この際個人的な理解をお話し申し上げてお答えにしたいと思ひます。

通称言われます固有の安全炉といふのは、第一次石油ショックの時代に、スウェーデンがまづエネルギーの需要に対する問題解決としまして、地域暖房用の熱供給専用の炉をつくる計画をしたわけでごさいます。

その後、スウェーデンはフィンランドと合同でその設計に入りまして、一九七七年にその設計を完了いたしました。これが御存じのように熱供給専用の最初のSECUREでございす。これを動力用に高温高压の蒸気発生用にしたのがSECUREのPでございまして、この設計方針は一貫しましてPIUSの理論といひますか、動的な機器によらず静的機器による、それから設計の単純化をする等々の化学的、物理的な自然現象をもとにした安全対策をするということであらうと思ひます。

最近、アメリカのDOEもこの方面で、この方向で何らかの炉の基本的な設計を固めたいということのように聞いておりますけれども、アメリカの言葉でも申しておりますように、三つのSがあるということでありまして、スモールであり、それからシンプルであり、それからセルフであるという小型で単純化された設計である、したがってこれが安全であるということでありまして、基本的には小型炉であるという前提があると思ひます。したがって、少し開発側の意見がもしもせんけれども、小型炉に対して日本がどの程度需要があるかということが一つ問題があると思ひます。アメリカであるとか、あるいは開発途上国のような小型炉の需要の多いところは、このようないわゆる固有の安全炉という小型炉の開発が必要ではないかと思ひます。また、こういう通称言われます固有の安全性の高い炉の開発といひますか、設計、検討の段階で、それが反映して現在の発電所の安全性の向上に反映することがあれば、これは大変歓迎すべきことではないかと思つておるところでございす。

○伏見康治君 内田先生は日本の原子力の安全を守る総本家のような方ですから今のお話を聞いて非常に力強く思ふわけですが、ついでにちょっと伺ひますが、新聞によると、福島何号炉でしたつけ、それが故障を起したときに内田先生が大分怒られたということを聞きまして、それが、それはどういふことであつたんでしょか。

○説明員(内田秀雄君) それは、怒ったということでは、おっしゃるのかよくわかりませんが、福島の第二のこの一年ぐらいの事情を見ても、確かにいろいろなトラブルがございまして、そのうちの二つで先生が特定されると思えますのは、恐らく福島第二の三号炉のポンプの大きな破損のことではないかと思えます。

しばらく前にやはりこの会議場に参りましてお話し申し上げたこともありますが、それを繰り返しますと、福島第二の三号炉のポンプの破損といえますのは、これは放射能の放出に結びつく狭い意味での原子力の安全の問題ではございませぬが、大事な原子炉冷却材の循環という機能を持たせておりますポンプの破損でありますので、重大な事象として受けとめておるところでございします。

○伏見康治君 ありがとうございます。

次に、第六の宇宙開発利用の方へいきたいと思ふんですが、宇宙開発があつて航空の方がいいのはどういふわけかと思ふんですが、航空宇宙技術研究所というのは科技庁の所管ですね。あそこは宇宙の方もやっておりますので、それで特に伺いたいのは、飛鳥という計画、二度も見学させていただいて大変勉強させていただいたわけですが、そのせつかくの飛鳥が途中で立ち消えになるというお話なんですが、この相当大きな予算とエネルギー等をお使いになった計画を途中でやめになるについては、やはりちゃんと国会で議論すべきではないかと思ふのですけれども、どういふ経緯でそういうことになったかという説明をしていただきたい。

○政府委員(吉村晴光君) 今御指摘ございましたファンジェットSTOL機でございますが、この研究開発の目的は、短距離の離着陸性能と、それから低騒音性にすぐれたファンジェットSTOL機に必要な各種の新技術の開発実証を目的としたものでございまして、その一環といたしまして、実験機飛鳥をつくりまして昭和六十年年度以

降、飛行実験を行ってきたものでございます。

ただいま申し上げました各種新技術の開発実証という点につきましては、所期の目的の達成をいたしまして、当初の予定どおり、本年三月で飛行実験を終了したというものでございます。平成元年度からは、飛行実験で得られましたデータの整理をいたしまして、データベースにし、今後の航空機開発に役立てるために、広く一般に提供をしていきたいという計画を持っておりますので、先ほど申し上げましたような新しい種類の新技術の実証がなされましたので、こういった技術につきましては、今後の我が国の航空機の技術全般にわたりますので、いろいろな面で利用をされるものであるというふう

に理解をしておりますので、先ほど申し上げた飛鳥プロジェクトにつきましては、当初の目的

でございます。新技術の開発実証ということにつきましては、私どもとしては、当初の目的どおり達成ができた、そういう意味で、現在のところは飛行実験は完了し、今後そのデータの有効活用の方策を考えておるといふのが現状でございします。

○伏見康治君 私の理解では、この間まで試験飛行をやっておりました飛鳥というのは、元来そういう実験をするために初めから設計したものでなくて、いろんな既存の機体とか、既存のエンジンや寄せてつくった、見た格好も余りよくない飛行機だと思ふのです。つまり、もしあれをつくった技術者の立場に私がいたとすると、あれは要するに原理を確かめたものである。本当の航空機に仕立てる最初の作品という意味はほとんど持っていないというのが本音だろうと私は思ふのです。その段階でやめてしまふというのはいかにも残念であるような感じがいたします。ですが、どうですか。

○政府委員(吉村晴光君) 御指摘のとおり、あの飛鳥というプロジェクトは、いろいろ日本で考案されました新技術の実証の場として、既に開発されておりました機体を借用しながらつくったものでございまして、そういう意味での新技術の実証

の目的は達しておるわけでございますが、次のステップということになりますと、通常の航空機の開発のやり方から申しますと、実用機のための開発というステップに入るわけでございしますが、私どもの考え方としては、基礎的な技術につきましても、国が中心になって行ふもの、それが実用機という段階に入ります場合には、やはり基本的には民間に担っていただくのが筋ではなからうかというふうな考えをしておりますので、

私も、こういった基礎的な技術を開発すれば、それが民間に活用されて実用機に発展するということも当初期待しておったのは事実でございますが、その後のいろいろな情勢の変化もございまして、民間で実用機開発に踏み切るには、それ相応の需要が必要になるわけでございしますが、そういう状況にございまして、民間の工業界におきましても、このSTOLの研究開発の成果の利用についていろいろ御検討はいただいておりますが、まだ実用機開発の方に踏み切るだけの情勢になってないというふうな状況であるというふう

に伺っておりますので、先ほど申し上げたように、民間がそういうものに手を出すのを期待しておることにいたします。

○伏見康治君 今言われたように、民間がそういうものに手を出すのを期待しておることにいたします。

次に、第八の地球科学技術のところへ行きたいと思ふんですが、御承知のように、地球規模の現象、特に大気汚染問題が非常に大きくなっているんですが、ここに書いてあることの中には、例えばオゾン層であるとか、地球温暖化の原因であるとかいうことの、本当の科学的調査といったようなものをなされることも入っているのかどうかを伺いたいのです。

○政府委員(吉村晴光君) 地球科学技術の概念は、大変広いものがございまして、地球そのものを理解をする、地球を取り巻く大気、それから植物といったものも理解をするという大変広い範囲のものでございしますが、今御指摘にございましたように、最近話題になります地球環境と申しましようか、大気の問題でのオゾン層の問題とか、地球温暖化の問題といったものも、この中に入れておるわけでございまして、そういったことにつきましては、最近世界的な関心が持たれ始めて、従来の取り組みが十分でなかったという点もございまして、まだ体系的な取り組みまでいってないわけでございしますが、私どもとしては、できるだけ早くでも前進をしたいということで、来年度から何がしかの調査観測を進めたいというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたように、

○伏見康治君 これは通告してないですけれども、聞いていいかな。

第九の超電導のお話を書いてありますね。高温超電導で三年ほど前に大騒ぎをしたわけですが、ことしになりましたから、今度は低温核融合で大騒ぎをしているわけですが、その低温核融合分野で何か組織的な手は打っておりますか。

○政府委員(平野拓也君) 御案内のとおり、低温核融合、その真偽をめぐって世界的にいろいろ議論を呼んでおるところでございします。私どももいたしまして、これが事実であるとすれば、実用ということとはさておきまして、学問的に画期的なことではなからうかということ、私どもの関係の機関で、それぞれ追試といいますが、検討を行っているところでございします。

ただ、これ自身は大変、言うなれば基礎的な基礎的なものでございします。で、まだ組織的に体系的にこれをやるというよりも、むしろ研究者の方々の自発的な活動でこういうものを究明していただく。何らかの結果といえますか、方向が見えてきたときに、例えば原子力委員会なり行政当局、それぞれ体系的に何か進めていくということにならうかと思ふんですが、現在のところまだ真偽のほどが定かでないというのが一般的な見方でございます。今のところはそういう研究者の方々の活動というものを私どもは見守っております。というところでございします。

○伏見康治君 うっかりしたら時間がなくなりそうなので、今度の法律そのものについて伺わない

といけないと思いますが、先ほど千葉さんからも御質問があったと思うのですが、今まで国際的な学術交流の立場でその方を呼んでくるといふところ、いろんなところがいろんなことをしていると思うんですが、組織的に一つの組織としてやっているということはないのかもしれないが、いろんなところでいろんなことをやっているというところは事実だと思ふんですが、そういう既存のいろいろな制度と今度の制度との関係はどういうふうになるのでしょうか。

○政府委員(緒方謙二郎君) 先ほど来御説明しておりますように、科技庁フェローシップ制度と申しますのは、外国の研究者に日本の国立の研究機関に来て研究をするチャンスを提供するというところでございまして、これを通じて日本の国際貢献への要請におこたえすると同時に、こういう研究交流というものは、我が国の側から見しても我が国の研究活動の活性化にも資するものでございまして、そういう意味で推進をしたいということでございます。この制度、新技術開発事業団を改組して行方わけでありまして、いわば各省庁にまたがる横断的な制度として科技技術庁がまとめさせていただいているという位置づけでございます。

従来からございましてそれぞれの機関がやっておりますものと招聘制度とを比べますと、先ほど申しましたように、期間が従来のものは比較的短かいものが多いのに対して、二年という長い期間を提供するという点に加えて、従来プロジェクトで外国の研究者を呼ぶような場合には、こちらでこういう研究をする人に来てほしいということで研究テーマが限定されるわけでございますが、このフェローシップの場合には、むしろ外国の研究者が、自分はいくつかのテーマで研究をしたい、それで受け入れてくれるかということではアプローチがあるわけでありまして、向こう側の外国の研究者のイニシアチブというものを非常に尊重しているという点に特色があらうかと思っております。したがって、そういう特色のある制度

といたしまして、従来からあるそれぞれの各研究機関などが行っております制度と両々相まって、国際研究交流を盛んにするための施策となつていふ、こういうことでございまして。

○伏見康治君 わかったようなわからないお話をしますが、私は筑波の高エネルギー物理学研究所へたびたび出入りしておりますがよく知っておりますが、あそこには相当大きな宿舎が用意してありまして、相当数の外国の研究者が収容できるようになっております。何うところによると、今度科技庁が五十戸の家をおつくりになるといふのも筑波研究学園都市だと伺っておりますが、あそこにつくるのは立地条件からいって非常によろしいと思ふんですが、何か既にあるものと今度できるものととの間の調和を保たないとなつてくるおそれがあると思ひますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

これに関連してちょっと伺いたいんですが、筑波の研究学園都市というものをお役所の方で見ているところはどこかという国土地庁だとは伺ったんですが、国土地庁というのは建設の段階で土地の割り当てとか、道路をつくるとか、下水をつくるというときに国土地庁がお考えになるのはこれは当然だと思ふんですが、研究の中身の方の組織化といったようなことを考えると、これは科技技術庁が研究学園都市全体を統括していかなくちゃならない、こう思ふんですが、どうですか。

○政府委員(緒方謙二郎君) 筑波研究学園都市は、先生も御案内のとおり、おかげさまで大変立派に整備をされて、既に国の試験研究機関あるいは特殊法人合わせますと四十五機関、大学が三つ、それからさらに民間の研究機関が既に百九立地をしておりまして、その他のものも含めると百七十余りの機関が集中立地をしております。研究者の数も既に一万人という規模に達しております。名実ともに日本を代表する研究学園都市になっているわけでございます。おっしゃいますように、建設の過程、初期段階は一応終わっ

たわけでありまして、今後は民間の研究機関がさらに数多く立地予定がございましてけれども、それは民間の話でございます。

筑波の研究学園都市の機能がさらに発展をしてまいりますためには、それぞれの研究所一つずつがそれぞれレベルアップをしていくということ、これはもちろん基本でありまして、それに加えて、せっかく筑波という研究学園都市に隣接して集中立地をしているわけでありまして、そういうそれぞれの違う研究所同士が、分野あるいは領域を異にする研究所がお互いに交流をすることによってますますお互いに触発をし、研究の成果が上がっていく、こういうことを期待していかねばならないのであらうと思っております。

したがって、こういう研究所間の交流、さらには国際交流というものを大いに推進していくことが必要なのでありまして、これはまさに私どもが従来から、例えば研究交流センターを設置し、中の研究所の交流を図る。さらには研究情報ネットワークというものをつくって、研究者間の情報の流通をよくしていくという努力をしてきていたわけでございまして、私ども科技庁として手がけていくところであります。

また、国際交流については、今御審議いただいておりますような新技術開発事業団を改組して、また各研究所の国際交流を支援するような活動を充実していきたいということと考えておるわけでございまして、私どもとして今後ますます筑波研究学園都市が総合的な力を発揮できますように科技技術庁としての力を注いでまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○伏見康治君 いろいろ実は質問を用意しているんですが、私のものと古巣の日本学術会議が、最近内閣総理大臣あてに勧告を出しておられます。

「大学等における学術研究の推進について——研究設備等の高度化に関する緊急提言——」というのをなさしまして、そしてあて名は「もちろん科技技術庁長官も入っておりますので御存じだと思

んですが、これに対して何か御返答でございますか。

○政府委員(石塚貞君) 日本学術会議からの勧告につきましては、その重要なものにつきまして科学技術会議の中にございまして日本学術会議連絡部会というものがございまして、そこにおきまして、学術会議からの勧告の内容を十分各関係省庁並びに学識経験ある専門員の方がヒアリングをするというところになっております。その結果、関係省庁の連絡会、そういったようなところで行政庁としてどういふふうにかこの勧告を受けとめるかといったことをさらに検討いたしまして、それぞれ担当省庁を決めるということで勧告の内容については、関係省庁がそれぞれその勧告の内容によりまして、それを具体的にどういふ施策に反映していくかといったことについて分担して処理していくという状況でございます。

先生が今御指摘の研究機関における設備の改善についての勧告につきましても、つい先週開かれたした部会においてそのヒアリングを行っております。

○伏見康治君 日本学術会議の勧告は、大抵受け取っただけで、実際の反応がないというのが随分長い慣習になつておるようでございますが、この辺で少しその悪い習慣を改められて、実質的に対応していただくようにこの席をかりてお願いしておきたいと思ひます。

もう一つございまして。これは学術会議ではないんですが、日本国家公務員労働組合連合会中央執行委員長荒川昌男さんから「長官あてに、「学会旅費及び経常研究費の増額を求める要求書」というのが出ております。これを拝見いたします」というと、まことにございまして、これを拝見いたしますと、これに対してどういふ受け取り方をなさるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(緒方謙二郎君) 学会出席旅費の充実につきましては、従来から強い御要望があることは十分承知をいたしております。私ども、その増額についていろいろ努力をしておるわけでござい

すが、厳しい財政状況のもとでなかなか思わしい結果が得られていないわけであります。

現在、学会出席旅費は、御案内のとおり総額で約一億円、単価が一人当たり一万一千円程度でございますが、二年に一回ぐらいの割合で学会に出席できるようにということで予算措置がなされているわけでありまして、昭和六十年度から科学技術振興調整費を用いて重点基礎研究制度という、いわば別枠の制度を設けてございます。これは国立試験研究機関の長が選定をした重点課題につきましてこの金額を使えるようにするものでございまして、国内の学会出席旅費については総額で一億円、別枠で確保をしております。また国際研究集会への出席旅費についても、外国旅費でございますが、五千万円別枠で確保しているというようなことでございまして、違う形ではございますが改善に努力をしているところでございます。今後ともこの増額については努力をしてみたいというふうに考えております。

○伏見康治君 経常研究費的なものをできるだけ減らして、そして研究テーマに応じて研究費を与えるという趣旨は、実はこの間亡くなった茅誠司先生が学術行政をやっておられたところに学術審議会の前身のいろいろな会合で議論をして、大学の先生方に経常研究費的なものが渡っておりますが、それを余りふやさずに専ら科学研究費の方をふやしていくという大方針を立てられて、その線でもう三十四年間そういう方針でやってきたと聞いています。その結果、今度は経常研究費的なものが余りに小さくなり過ぎてしまつて、それに対して何か手当てしなければならぬ時期が来ていると私は思います。飛行機がテークオフするときに、やはり最初のテークオフするまでのものがないと研究者として育たないわけです。日本の若い研究者が育つためにもとにかく最初の投資をしてあげなければならぬはずだと。それは額はそんなに大きくなくてもいいと思うんですが、いろんなことを考えて適当な額に増額してあげようというのをお願いしたいと思ひます。

最後にお願いしたいと思ひます。

とに關連してでも長官の大方針のようなものを承りたいと思ひます。長官は四十歳だそうで、私のちょうど半分年齢ですから、私が思ひつかないような新機軸を出していただけるものと大いに期待しております。どうぞよろしく。

○國務大臣(中村喜四郎君) ただいま先生からいろいろ御指摘をいただいたことにつきまして、私もこれから勉強させていただきたいと思ひます。先ほどからこの問題につきましては答弁をさせていただいておりますが、私としては今後とも科学技術先進国たる日本が国際社会において果たすべき役割を踏まえて、広く皆様の御協力を得つつ、科学技術分野の国際的研交の推進に努めていきたいと考えております。

○伏見康治君 ありがとうございます。

○吉井英勝君 先ほど長官の所信の中で、原子力研究開発利用及び安全対策の推進ということが挙げられておりましたので、私はそこら辺のところから質問に入りたいと思ひますが、まず一つは、原子力船「むつ」の問題でございまして、昨年の夏以来続けられております原子炉容器ふたの開放点検の結果、一九七四年九月の放射線漏れ事故を挟んで延べ十六年以上も冷却水につかたままの制御棒、燃料棒に点状の腐食が多量に発見されたということになっておりますが、まず、その状況について御報告をいただきたいと思ひます。

○政府委員(平野拓也君) 原子力船の「むつ」でございますけれども、今お話の出ましたように、昨年八月から十六年ぶりに原子炉の容器のふたをあけまして、燃料体あるいは炉内にあります構造物等の点検、整備を行っているところでございまして、本年の一月に点検の中間の結果を取りまとめるところでございまして、これまで行ってきまして十六年間にわたります維持管理によつてすべての機器はおおむね良好な状態に保たれているというところが確認されたわけでございます。

しかしながら、燃料体及び制御棒の被覆管の一部に小さなさび、点食と言っておりますが、それが発見されましたために、制御棒につきましては全数中性子を吸収する吸収体というのがございまして、その部分の部分品を交換するということがいたしております。

それから、燃料体につきましては、その後ファイバースコープによりまして外観の検査を行いまし、さらにヘリウムのリークテスト、これを行いました。その結果は三月に中間発表いたしましたわけでございますが、その点食、いわゆるさびは被覆管を貫通していない、要するに穴があいていないと、それは確認されたところでございまして、この点検結果を踏まえて、日本原子力研究所は三十二体ございまして燃料体をすべて分解をいたします。それで、燃料棒が三千五百八十四本ございまして、これを全数直接目で検査をするというところで、現在その検査を行っているところでございまして、それによりまして、予備の燃料体が二体ございまして、これも含めまして健全な燃料棒のみで燃料体を組み直すということで、現在この点検を継続しているというのが現状でございます。

○吉井英勝君 合計三十二体、七百三十三本ある制御棒のステンレス被覆管に最大一ミリぐらいの点食のさび一千個とか、それから四カ所はさびが被覆管を貫通していたという問題、これはヘリウムによる点検では、なかったというふうな御趣旨にも伺えますが、それから、今三十二体とおっしゃいましたが、その燃料体のうち六〇％程度の検査の段階で既に十四本の燃料体にステンレス腐食が発生していたという問題ですが、一〇〇％検査の結果では何本のステンレスの被覆管に腐食が発生していたのかという問題、そこら辺の三月段階のお話もありましたが、現時点でどうなっているのかということですね。

【委員長退席、理事後藤正夫君着席】
それからさらに、腐食は圧力容器の溶接部など

にも発生ということも伝えられておりますが、圧力容器、一次配管の各系列、それから蒸気発生器細管のところ、循環ポンプの部位などどうなっているかという現時点の状況を伺いたいです。

○政府委員(平野拓也君) 穴が貫通してございまして、燃料体ではございません。それはそういう結果を発表いたしております。

それから、六〇％といいますが、これは組み上がった状態でファイバースコープを入れてみて狭いところで見られるわけでございますから、どうしても陰になって見えないところがございます。それを確認するために分解をいたしまして、一本一本目で確かめて、その作業を続行中でございます。

したがって、現在のところまだこれは原子力研究所で作業中でございますので、ある程度まとまりますればその正確な数は発表いたします。若干いろいろ、さきに出た点食らしきものがさうでなかったり、あるいはまた新たに発見されたりというふうなことがあるようでございすけれども、これはある程度まとまった段階で原子力研究所としてはきちっと発表するというところでございすので、私も現在はそこらまでその正確な数を申し上げるということとは、きょうのところは差し控えたと思ひます。

それから、あと原子炉の容器のふたのところの小さなさびでございますが、これはその現場でこれをいろいろな方法で若干のへこみ、小さなさびでございすから、さびをとった後へこみがございすから、これをきちっと埋めるとか、そういう現場作業等を行うということでございす。

それから、一次の冷却系の配管でございすから、これはノズルとか配管系内部検査を終了いたしましたして、現在一部の弁について整備を行ったというふうなことがございす。

それから、蒸気発生器でございすから、これは伝熱管につきましては渦電流探傷試験というものをしております。

それからさらに、カラーチェックというふうな

試験、あるいは目視検査等を行いまして、これは健全性を確認いたしておるところでございます。あと、炉内構造物等につきましても、所要の整備を行っております。

それから、先ほど申し落としましたが、こういうものと並行いたしまして、船体の点検を行うことにいたしておりました。これは浮きドックに「むつ」を揚げまして、船体の底あるいはプロペラ、そういうものを点検するわけでございますが、現在その浮きドックを曳航中ということでございます。これは、順調にいきますればこの二十五日ぐらいから二十日ぐらい時間をかけましてこの船体を点検するというようなことで、今準備作業を行っておりますのが現状でございます。

○吉井英勝君 私が一番聞きしたいのは、圧力容器などについても現場で改善の作業を行ったというお話とか、一部の弁について整備したとかいうお話なんですが、それに先立って、要するに圧力容器の溶接部分で何か所かあったのかとか、一次配管については全体として何か所発見されたのか、それから蒸気発生器細管については渦電流探傷試験をやっているというお話なんです。その結果はどうなっているのかということですね。まず現状についてお聞かせいただきたい、それを言っているんです。

○政府委員(平野拓也君) まず、圧力容器と、要するにふたとそれから容器のような、その合方面でございますが、その面で小さなさびといいますが、目に見えないような小さいものから若干の大きなものまであるわけでございまして、これ何カ所かといいますが、さびを数えるということとはなかなか難しゅうございますが、細かいさびでございます。したがって、それは削ったり、あるいは肉盛りしたりということできれいに磨き上げるという作業を現場でするわけでございます。そういうことで、これは何カ所というのをちよっと申し上げるのは、そういう数え方はいたしておらないということでございます。

それから、全体の結果でございますが、これは

今点検が終わりますれば、その結果を取りまとめできちんと発表するつもりでございますので、現在のとおり何か所という細かいデータを持ち合わせておりませんけれども、これはいづれ総点検の結果として発表したいというふうに考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○吉井英勝君 一月にも中間報告されたり、三月にも中間報告されたわけですね。

それで、今おっしゃった圧力容器のフランジ面の話ですね。そこに細かいさびが随分たくさんあったというふうな何えるんですが、このフランジ面というのは非常に大事な部分でありまして、しかも、そのガスケットがどうなっているのかという問題とか、さっぱり、要するに、国会の場できちっと報告がなされないというところは、これはそのとき適当にプレス発表しているからいいじゃないかというのじゃ私はないと思うんです。やはり、これは申し上げてもありましたので、きちっとこういう場で報告をするということでは、私は当然だと思ふんです。そういうことが安全性に対する国民の不安、これに一番こたえる道ではないか。やはり公開ということが大事なんです。その点で、私は今の御答弁というのは非常に誠意に欠けるといことをまず申し上げておきたい。

ですから、ここで今直ちに無理ならば無理で、そうしたら六月の末なり七月の初めなり、第三回の中間報告ですか、それをきちっとやるとか、それぐらいのペースめどは聞かしていただきたい。

○政府委員(平野拓也君) これは、原子力研究所が実際作業をやっておるわけでございまして、こういうものはきちっと整理をいたしまして、全部作業が終わってからその全貌を明らかにするということとは、これは基本的にそういう方針をとっておりますので、仰せのように、まとも次第御報告申し上げるということにいたしたいと思っております。

ただ、今現場の方ではやはり日々の作業、大変

これは忙しくやっておるわけでございますので、それをまずきちっと安全にやるということを第一義にいたしておるということでございまして、中間報告につきましても、比較的地元等でも御関心の高いようなものにつきまして、過去二回ばかりやっております。したがって、この燃料体の整備の状況につきましても近々のうちに、できるだけ早くということでございますが、これを中間的に取りまとめ発表したいというものが原研の考え方でございますので、そういう結果がまとも次第第一般に公開することになったというところを考えております。

○吉井英勝君 毎日毎日、作業日誌を当然つけていらつしやいますので、何か所発見したか、それをトータルすれば、例えば六月二十日現在で第三次中間報告幾らという数字はすぐ出るわけですから、余りだらだらした話じゃなくて、やはりそれはきちっとやつてもらいたいということをまず申し上げておきたいと思ふんです。

それから、制御棒などについては、部分的取りかえとか、燃料体については解体して組みかえ再利用というお話がありましたが、非常に異例なことですね。これは、その安全性についてのチェックはどういうふうにしていらつしやいますか。

〔理事後藤正夫君退席、委員長着席〕

○政府委員(平野拓也君) 制御棒につきましては、これは中性子を吸収する部分につきまして取りかえるということでございます。制御棒というのは一種の消耗品と考えられないこともないわけでございますから、これを取りかえるということと自身はそれほど異例といえますか、ということではないんじゃないかならうかと思っておりますが、確かに燃料体を組みかえるということは、これは実際に使用済み燃料体を組みかえるというふうなことは普通はやらないわけでございます。幸い「むつ」の場合は、これは新燃料とほとんど同じぐらいの放射能しか出さないものでございまして、非常に安出にできるというふうなこともございまして、そういう方法をとったということでございます。

○吉井英勝君 燃料体について普通はやらないというお話でありますし、これは既に出力上昇実験もやっているわけですね。なるほど出力は低かったにしても、既にこれは使用済み燃料と同じ意味合いを持つということをやまず指摘しておきたいと思ふんです。

「むつ」の制御棒、燃料棒の被覆管というのは、約二十年前に製造されたものでありますから、材質はステンレスですね。現在、日本の発電用原子炉では、これはステンレス製の被覆管を使っちゃならぬとはなっておりませんが、使っておりますね。ジルカロイ製になっていきます。これはすべてジルカロイ製に取りかえるのか。そういうことは全くなしに進めていくというお考えなんですか。

○政府委員(平野拓也君) これは確かに設計いたしました当時の技術といえますか、考え方が変わったしましてステンレスというものを使っておるわけでございます。

その後、ジルカロイの燃料棒を使うということ、これはこのジルカロイを使った方が中性子経済といえますか、中性子が燃料棒に吸収されにくいというふうなこともございまして、経済性ということを重視してそういうものを使うようになったというふうな承知しております。

ちなみに、海外の、アメリカのサバンナとかドイツのオット・ハーンも、初期のものにつきましてはステンレスの燃料棒を使っておったというふうなこともございまして、私も、これは十六年前に炉に装荷したわけでございまして、けれども、これは十分健全性が確保できるということで、実験船としてはその燃料棒を使っておいていいという考え方で現在まで使っております。

○吉井英勝君 二十年前には使っていたと。しかし今はジルカロイ製にかえておいて、中性子経済の問題もありましょうが、しかし、ステンレス製の被覆管に既に腐食が発生しているという問題があるわけですね。そういう問題を知らながら依然としてそれを使っているというお考えのよう

であります。内田原子力安全委員長が先ほどもいらつしやいましたが、一月二十五日付の日経新聞でも私は御意見伺っているわけですが、「長い間水に浸っていたので、ある程度の腐食は考えられるが、穴が開くとは思っていなかった。普通の原発だったら、ただちに直すのだが」ということを述べておられますね。

普通の原発だったら直ちに直すほどの事態であるのに、なぜ「むつ」の場合には非常に安易に取り組んでいらつしやるのか、このところ非常にわかりにくいところなんです。なぜなんです。か。
○政府委員(平野拓也君)「むつ」につきましては、御承知のような経緯がずっとございまして、今現在、ああいう形でやっておるわけでござい

ます。内田先生の御発言、その御真意を私は伺っておりませんけれども、やはり、取りかえる、取りかえないということ、これは普通の原子力発電所でございまして、商業運転という形でやるわけでございまして、これは実験船といふことでございまして、非常に古いタイプの燃料棒といふことが、ステンレスなどを使っておるわけでございまして、これは研究開発ということでございますので安全性は十分確認しながらやっていくという方針で、取りかえないで、中の安全性を確認して安全なものだけ使うということに進めたいというのが私どもの考え方でございます。

○吉井英勝君 そも十五年前に放射能漏れ事故を起こして佐世保で改修工事をするときに、長崎県が設置した「むつ」問題安全性研究委員会、燃料棒を外してから佐世保港に入港させ改修すべきである、そういう結論を出しているのに、核燃料を抜いたら廃船につながってしまうんだという政治的駆け引きを優先させて、結局最後あれは知事決着ですか、封印という形ですね。封印ですから、その間は、普通ですと冷却水なんかは循環させると随分変わってくるわけですが、それもやめてしまって、完全封印ですね。それが今回のような事態を生み出して腐食の原因となっているわけ

です。

私は船の原子炉であれ発電用の原子炉であれ、やはり国の姿勢というのは安全性についてかなり麻痺しているんじゃないか、一番この安全性について心配していただかなきゃいけない科学技術庁が私は感覚が麻痺しているんじゃないか。それが、この前も議論いたしました。福島第二原発三号機などの事故に対しても結局厳しい指導ができない。あれだけポンプの異常による振動が、針が飛びはねておっても運転をやめさせないできたという経過にやはりつながっているんじゃないかと思うんです。

そこで私、長官に伺いたいんですけれども、長官も、これはきょうの長官所信もそうですが、既

に就任時の新聞記者会見などでも、国民の理解を得ることとか安全第一だということを非常に強調していらつしやるわけですが、私はこういうふうな安全について余りにも安易な進め方で、せっかく長官がおっしゃっておられる国民の理解や安全第一の立場が貫徹のつか、そこは非常に問題だと思ふんです。私、その点については長官のお考えを伺いたしたいと思います。

○政府委員(平野拓也君) 長崎佐世保に入れますときに燃料棒を抜いたら廃船につながるから政府はやらなかったというお言葉でございますが、そういうことではなくて、実際上、あの状況でふたをあけて燃料棒を抜き出すことが諸般の事情でできなかった、こういうことでございまして。したがって、長崎県のあの研究委員会がそういう結論を出されたことは承知しておりますけれども、ああいう形で佐世保で修理をさせていただいたという経緯がございまして。

さいます日本原子力研究所も精いっぱい努力して「むつ」の研究開発をやっているということでございますので、そういうふうな御理解をいただければと考えておる次第でございます。

○政府委員(村上健一君) 先ほど内田委員長のコメントについてお話がございましたので一言だけつけ加えさせていただきます。本件については節目節目で原子力安全委員会の方にも報告を受けているところでございまして、特に穴があけばすぐという御発言につきましては恐らく、もしもそのような伝えられているとすれば、制御棒の問題でなかったかと思われまして、その制御棒につきましては、先ほど原子力局長からもありましたように、つくり直して使うということになっておりますので問題はないということをつけ加えさせていただきます。

○国務大臣(中村喜四郎君) ただいま御指摘ありました「むつ」問題あるいは福島原発問題を一括して、安全的な見地に立つて御答弁申し上げます。

原子力安全委員会がダブルチェックを実施していることは、安全性の確保に万全を期しておるわけでありまして。我が国は原発を始めて二十五年、放射能を放出して一般の方々に健康や生活に影響を与えるような事故はもちろんのこと、そこへ至るおそれのある事故も全く今日までございませ

でも、今後とも原子力の安全確保に最大限の努力を払ってまいるのであります。

○吉井英勝君 それで、いよいよこの実験船の問題で問題になってくるのが、二十年前の原子力船のことで、既に日本の原発あるいは研究炉その他のいろいろなデータもとられ、実験も進んでいる中で、どんな実験データが期待されるのかという点では、これは専門家が随分疑問が呈しられているところなんです。これについてそれでも強行するというのは、やはり余りにもメンツにこだわりので、既に一千億を超えると言われる、廃船までです。結局むだにむだを重ねることになるんじゃないかという、これも専門家からも指摘されているところでありまして。

私は、この点についての御見解を伺いたしたいのと、もう一つ、実験と称してこの「むつ」の原子炉を一年間動かすとする放出放射能は幾らになり、その後始末についてはどういうことが求められているのか、これは容易にその後始末ができるということをお考えなのか。この二点について何うとも、私は、特に現在の実験計画にこだわること、膨大なむだ遣いをこれ以上続けたいということはやるべきじゃないというふうに考えるわけですが、この点についてだけは最後に長官の方からも御見解を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(平野拓也君) 二十年前の船でどれだけの研究成果が出るかという御質問でございます。

これは、確かにその間の陸上の原子炉におけるデータというのは非常にたくさん得られておりまして、それはそれで非常に貴重なものとして活用されておるわけでございまして。ただ一点、船用炉ということに関しては、これは通常の陸上炉と異なるとして、これは通常の陸上炉を建設したとして運転をするということとでございまして、原子炉が動揺するとかあるいは負荷が急激に変動するとかといった、そういうふうな運転の仕方はしないわけでございまして。原子力船の場合は、これは常に原子炉が動揺、振動してお

る。それから負荷といいますが、要するに出力を
しよつちやう変えるというようなこともございま
す。それから場合によつては、荒い海ではスクリ
ューが空回りするとういうようなこともあるわけ
でございますから、そういうデータというものは日本
には皆無なわけでございます。

したが、いまして、これはこれから原子力船の研
究開発をする、全く白紙から始めるというこ
とであれば別でございますが、現在まで多額の国費を
使わしていただきましてああいう船ができてお
るわけでございますから、ぜひそういう基礎的
な、しかも日本には全くないデータはあの「むつ
」を使って修得するというにおきまして、将来
のこういうタイプの原子力船の研究開発に非常に貴
重なデータを提供できるんじゃないかというふう
に私も考へておるわけでございます。

それから、後始末の問題でございますが、これ
は実験航海終了後、大体一年ぐらひは冷却いたし
まして放射能を減衰させる。放射能量は、私今記
憶にございせんのでちよつと申し上げかねます
けれども、それで後は燃料を抜きまして、これは
陸上に保管する。その後どうするかというのは、
これはまだ実は検討いたしております。

これは一種のデコミッションングでございます
す。これにつきましては、原子力研究所は非常に
豊富な経験を持っておりますし、これはJRR-1
という日本で最初の原子力船の解体、あるいは最近
におきましてはJRR-3の改造、これも炉心を取
りかえるとういうような経験もございまして、それ
から、現在進行中のものは、JPD-Rという日本
で最初の発電を行つた炉の解体をして、その
解体技術の研究を行つております。

こういう成果が近々出るわけでございますが、
そういうものも踏まえながら、かつ船の後の利用
とういうことがどういふ形態があるかとういことも
含めて今原子力研究所の方で検討を行つていて
いうことでございます。いずれその検討結果がま
とまりますればまた公にいたしたいと思つており
ますけれども、現在はまだその方法等については

研究中であるとういうことで御理解をいただきたい
と思ひます。

○政府委員(村上健一君) 後段のデコミッ
ションングの安全確保の問題につきましては、先生御案
内のおり三十六メガワットの熱出力の原子力船の
解体でございまして、原子炉等規制法に基づいて
厳格な安全を担保したいと考へております。
○國務大臣(中村喜四郎君) 基本的にはた
局長が答弁したとおりであります。原子力開発
の重要性にかんがみて政府としては既定方針に沿
つて対応していく所存であります。

○吉井英勝君 大阪商船三井船舶の技術者など
が、渡辺氏などが、多数の原子力船が国際海運史
上に登場する原子力船時代は半永久的に到来しな
いという指摘を専門家もしております。今なら
廃船は簡単ですが、一度原子炉を使つた後、二億
キユリーとか、そういうものの処理は大変だとい
うことだけ申し上げて質問を終わります。

○小西博行君 まず、大臣の所信に對しての質問
を若干させていただきますと思ひます。
大臣の所信の中で、創造的な基礎研究の重要性
について言及されております。このことは今さら
言うまでもないんですが、日本の国というのは割
合、基礎研究分野の研究がおくれている。例えば
ノーベル賞なんかで見るとよくわかるんですが、
でも、非常に少ないとういうようなことで海外から
はかなり批判を受けたりとういうようなことが長い
間続いているわけです。私は、必ずしも全部当た
っているとは思われない。

例えば、管理技術といつても、管理技術の分野
では相当日本は進んでおりますし、いろんな意味
での産業の活性のためにも随分海外に對して貢献
もしている、このように一方では思つておるん
ですけれども、いずれにしてもこの基礎研究とい
うのは海外から言われてどういふやなくて、日本
の国の将来を考へますとどういふやうなところ、
な新しい分野にどんな乗り出していかないと、
いふゆる技術立国としての日本とういのは成り立
たない。

つまり、商品をつくらせて海外へどんどん物を売
りますと確かにいいからよく売れる。しかし貿易
摩擦とういうことでたかたかされる。こういうものがある
ので、将来は技術関係をやはり相当研究して、
特に先ほど申し上げた基礎研究の分野で世界に貢
献していく、こういう国を私は目指すべきではな
いかとういふうに考へておるわけなんです。今
までずっと言つてきたことと、大臣が今度初めて
科学技術庁の長官になられて何かそこに少しニュ
アンスが違ふ面があるんじゃないか。例えば、基
本的な姿勢とういふ面でしようか、あるいは基礎研
究を進める場合の具体的な対策、そういうものが
もしあつたらお尋ねしたいと思ふんです。

○國務大臣(中村喜四郎君) ただいま委員から御
指摘をいただきましたように、我が国は確かに二
年前に民間と官を合わせたところ、研究費約九兆円、
アメリカが十七兆七千億使つて、GNPに對して
我が国が二・五％、アメリカ二・六％、しかしそ
の中にいふゆる公共的な予算というものが全体の
一九・九％、アメリカ四九％でありますから、非
常にそういう面が基礎科学というものが立ちおく
れた一つの大きな原因であり、御指摘のようにア
メリカにおいてはノーベル賞受賞者が百四十七
人、日本はたった五人しかいない、こういう点で
基礎科学の研究の重要性というものは御指摘のと
おりだろう、このように考へております。

そこで、今後は我が国としては、創造性豊かな
科学技術の振興、特に独創的な基礎研究の強化
を図ることにより、科学技術面での国際的貢献を
果たしていく必要性があると認識しております。
特に六十二年三月に閣議決定しました科学技術政
策大綱においても、政策の基本的な柱の一つにそ
こを位置づけておるわけでありまして、今後創造性
豊かな人材の育成、確保、研究環境の整備等が重
要であると認識しておりますし、また科学技術庁
といたしましては国際フロンティア研究、創造科
学技術推進事業等を創設し、基礎科学特別研究員
制度等を創設しながら、今御指摘をいただきました
ような問題に對しても長期的に着実に成果が上

がるように取り組んでいく決意でありますので、
御了解をいただければと思ひます。

○小西博行君 今九兆円とういうようなお話がござ
いました。そういう意味では世界第二位とい
うこととかなり研究費が多いような感じがいたしま
す。しかし、現実には国のいふゆる支出というの
は非常に少なく、民間の方が圧倒的に資金的に
も多いわけなんです。民間の産業がいろんな研究をす
るといふことは、当然これメリットを求める立場
でありますので、大きなリスクは伴わないような
安全パイでいく、そういうような面が当然出てこ
うかと思ひます。

そういう意味で、私は、大学もそうでありま
すが、国立研究機関、こをやはり立て直していく
必要があるんじゃないか。国立研究機関にはた
くさんの問題があるようなので、後でまたお聞きし
たいと思ふんですが、あるいは活性が非常に停滞し
てゐるとういふか、やる気が割合少ない研究所もあ
るといふようなことも聞いております。今の創
造性豊かな研究の成果というのにはある意味では非
常に難しいんではないか。そういう意味では私は
これから国立研究機関が中心になつてこの先端技
術あるいは独創的な基礎研究、こういうものをど
んどんやっぱり推進していかないといいないん
じゃないか。

そういう意味で何が一体足りないんだらう。も
う少しどんなやつていただきたい。その足らな
い条件について教えていただきたいと思ひます。
○政府委員(石塚貞君) 国立研究所のあり方につ
きましては、科学技術会議等におきましても従来
から検討を進め、その中長期的なあり方といつた
ようなことにつきましても既に答申を行ひ、各
省庁の国立研究機関等におきましてその環境整
備、設備の更新でございまして、そういう方
面に現在非常に力を入れておるところでございま
す。国立研究機関の役割、それは時代とともに変
遷はいたしますけれども、最近の今日的な課題と
いたしましては、やはり国立研究所におきまして

そういつた基礎研究の充実を図っていくということも最近重要な課題として言われるわけでございます。

そういつた問題に対処する一つの方策といたしまして、科学技術庁にございます科学技術振興調整費という制度がございますが、そういつたものの中から国研の基礎研究についての配分でございますとか、あるいは省庁を超えた基礎研究を国研において行うという制度、これは省際基礎研究という制度をこの調整費の中に設けて、そういつたいろんな財政上の支援等も含めまして、この国立研究機関というものの活性化を今図るべく非常に努力を傾注しておるところでございます。

なお、科学技術会議が答申いたしました国立研究機関のあり方につきましては、その後どのように各研究機関においてその実行がなされているかというところにつきまして、科学技術会議の中において現在フォローを行っているという、そういつたことを通じてこの国研の活性化といったものが実が上がるようにいろいろと対策を講じているところでございます。

○小西博行君 それは当然努力はされているというふうに私も信じているわけなんです、問題はそういうことではなくて、例えば、研究者が実際に成果を上げる年齢というのがあるでしょう。これもいろんなデータが出ておりますね。大体何歳ぐらいの研究者が一番新しいすばらしい成果を出しているか、これはもういろんなところで統計も出ておりますよね。そして現実にはそういうような年齢と今の国立研究機関の平均年齢でも構いませんが、それと対比して何か発見できませんか。

○政府委員(緒方謙二郎君) 独創的な研究というのは若い人でなければだめなのだとよく言われるんですが、必ずしもそうではないという意見もございまして、なかなか結論を得るのは難しいところではないかと思っております。ただ御指摘のように、国立の試験研究機関は、総定員法で定員が縛られているわけでございますし、全体としての新陳代謝と申しましょ、うか、年

齢の若さの維持ということについてそう簡単ではないという現実があることは事実でございます。これは研究所全体あるいは公務員制度全体の根幹にもかかわります大変難しい問題を含んでおるところでございます。私も科学技術庁として十分な問題意識を持ってはおりますけれども、各省庁の意見を聞きつつ、また人事院などとも意見を交換しながら、そう急速な改善ではないけれども、努力を続けていくところでございます。今後にもそのような努力は続けてまいりたいというふうに考えております。

○小西博行君 振興局長らしい答弁であります、私はそういうようなことではなくて、一つの国立研究機関というのはいくつ年功序列も当然あるでしょうし、それから入った以上はそうよその省庁に持つていくわけにもいかぬでしょうし、研究というものはそういうものではないというのをよくおわかりだと思ふんですね。そういうところをやっぱ柔軟にしないと、実際に研究所へ入っても余り尊敬できないような上司につき合っているというやっていると、これは皆さんよく御存じのとおりですよ。そういうところをもう少し内部的にいろいろ調整しないと本当の若手が伸びるような研究所にはならないというふうに私は思っているわけなんです。

ですから、若い人は全部優秀で先輩の方はそうではないという、そんな議論じゃなくて、優秀な方は皆年齢に関係なく優秀だというのは当然なんです、そういう若いときにやはり馬力をかけて研究ができるような環境をどうやって与えるのか、あるいは魅力を持って若い人がどうやってそこへ参画をするのか、そういうことが実は研究という意味では一番大事ではないか。そのことを申し上げているんであって、平均的な人なら答えをいいたいても具体的な議論になりませんよね。そこをどうよく考えていただきたい。

そして特に、若手研究員が実際に入りましても、補助的な仕事というのは非常に多いですよ。また、そうだと思います、よほどいい研究室でなければ若い人に自由に研究させようという環境がないんだらうと思ふんですね。そういう意味で、国立研究機関ではどんなふうなことはもう考えてやっておられますか。

○政府委員(緒方謙二郎君) 一つ御報告申し上げたいのは、今年度の予算で実験的な事業を開始いたします。基礎科学特別研究員制度という仕掛けでございますが、これは御指摘の国立の研究機関ではありませんが、理化学研究所の中に若手の研究者を入れます、今先生御指摘になりましたように、若いからといって研究の下請、補助的な仕事をすることはなく、独立して研究をやらせる、こういう試みでございます。

経緯的には、例えばノーベル賞をとりました利根川博士なども、日本の研究環境というのにはなかなか若手が自分で独立して研究できる環境にならなかった。したがって自分も外国に行つて、その結果ノーベル賞までとれた。日本の若手研究者はかわいそう、こんなことをおっしゃるわけです。それから、直ちに外国の研究所のように変えるというのは言うべくして大変難しいことでございます。そこで、理化学研究所という、日本の中では私どもの見るところ一番自由な雰囲気にある、自由な研究環境にあると思ふところで、さらに実験的に一番自由な環境を与えてみよう、こういう制度でございます。

とりあえず、初年度二十五人の枠で募集をいたしましたところ、現在約三倍の応募者がございまして、目下選考中でございます。三年程度お預かりをして、特別に非常に自由な環境のもとでやらせてみよう、こう考えております。

これらの結果を見まして、そのときにいろいろ問題点も出てこようかと思ひますが、そういうものを踏まえて、日本全体、国研も含めて、我が国の研究開発制度の改善に何か役立てていきたい、このように考えておるところでございます。

○小西博行君 時間が余りありませんので、法案の方を、二点質問させていただきますと思ひます。

これも前から言われておりますが、外国人の研究者の方をぜひ日本へ招聘をして、そして宿舎その他いい環境を与えて、そしてお互いに研究の国際化を図ろう。そのことは当然だと思ひます、午前中もそういう審議がありまして、インバランスの問題なんかもございましたが、外国人の、特にアメリカであるとかヨーロッパの先進諸国、そういうところの研究者が本当に日本に来たいんだらうか。

私は、宿舎とかそういうものも必要だと思ひます。だけれども、本当の中心というものは、やっぱりすばらしい研究者がいれば、あるいは自分のテーマとそれが合致すれば、自分の金をはたいても来たいというのが私は研究者の一つの姿勢ではないか。それにいろいろなプラスがあれば、当然喜んで来られると思う。私は、その研究内容とかそれから日本の研究体制とか、その方面にむしる問題があつて、いろいろ招聘しようと思つても、先進諸国からはなかなか来てももらえない、東南アジアあたりからは非常に希望者が多い、こういうことにならうかと思ふんですが、その辺の実態はどうなんですか。

○政府委員(緒方謙二郎君) 問題は、日本の研究所のレベルであるという御指摘でございます。これは御指摘のとおりでございます。研究所のレベルが外国の研究者の目から見てもあがれるようなものでなければ、かねや太鼓でやっても研究者が来ないのは当然でございます。

ただ、幸いなことに、現在の日本の研究所の、国立研究機関の水準というものは欧米の水準に迫つてまいりました。今や一部の分野においては完全に肩を並べ、あるいは場合によってはリードするところまで来ております。全部が全部とは申しませんが、そういう分野があります。したがって、そういう分野については欧米の一流の研究者、若手の研究者が本当に関心を持って日本に来たいということになってきております。ただ、そこには当然のことながら言葉の壁、文化の

学生というのは約二万五千人近くいるだろうと思ううんですね。その中で国費留学、これは大体四千名弱ぐらいじゃないかと思うんです。それで、国

クター号、博士課程を終了したようなかなり質の高いレベルの人を求めているわけでございます。そして、そういう人たちに對する制度であるというこ

○國務大臣(中村喜四郎君) ただいま委員から御指摘ございました、先ほど私が答弁申し上げました九兆円というのは官民合せての研究費という

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高桑栄松君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高桑栄松君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高桑栄松君) 次に、請願の審査を行います。

第七六二号「脱原発法」の制定に関する請願外三件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高桑栄松君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高桑栄松君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

科学技術振興対策樹立に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高桑栄松君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高桑栄松君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

平成元年七月五日印刷

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、「脱原発法」の制定に関する請願(第七六二号)

第七六二号 平成元年五月十日受理

「脱原発法」の制定に関する請願
請願者 大阪府堺市原山台五ノ一ノ一八ノ三〇一 片山寿栄雄外八十六名

紹介議員 糸久八重子君

速やかに原子力発電を廃止するとともに、安全で環境を傷つけない健全なエネルギー政策を実現し、二十一世紀までに脱原発の社会をつくるため、次の事項を柱とする「脱原発法」を制定されたい。

一、建設中、計画中の原子力発電及び核燃料サイクル施設は、直ちに廃止すること。

二、運転中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、一定の経過措置の期間内にすべて廃止すること。

三、放射性廃棄物は、地下や海底に捨てたりせず、国民の目の届くところで、発生者の責任において管理すること。

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、「脱原発法」の制定に関する請願(第八七九号)(第九三三号)

第八七九号 平成元年五月十五日受理

「脱原発法」の制定に関する請願
請願者 大阪市西成区松一ノ六ノ二二 山本宗一郎外四十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第七六二号と同じである。

平成元年七月六日発行

第九三三号 平成元年五月十七日受理

「脱原発法」の制定に関する請願

請願者 大阪府岸和田市今木町四一〇 佐野与一外百十九名

紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第七六二号と同じである。

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、「脱原発法」の制定に関する請願(第一一〇三号)

第一一〇三号 平成元年五月二十日受理

「脱原発法」の制定に関する請願
請願者 大阪市西成区南津守三ノ一ノ六三 高橋末一外七十九名

紹介議員 鶴山 篤君

この請願の趣旨は、第七六二号と同じである。

六月八日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月六日)

一、新技術開発事業団法の一部を改正する法律案

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局